

## 第5章 地域別構想

---

第5章では、都市計画区域を対象に、本渡南地域、本渡北地域、亀川・志柿・瀬戸地域、牛深中心部地域の4つに分け、地域ごとのまちづくりの方針を示します。

### ワークショップの意見

- ★市民ワークショップ参加者の意見
- ☆高校生ワークショップ参加者の意見

## 1. 地域別構想の概要

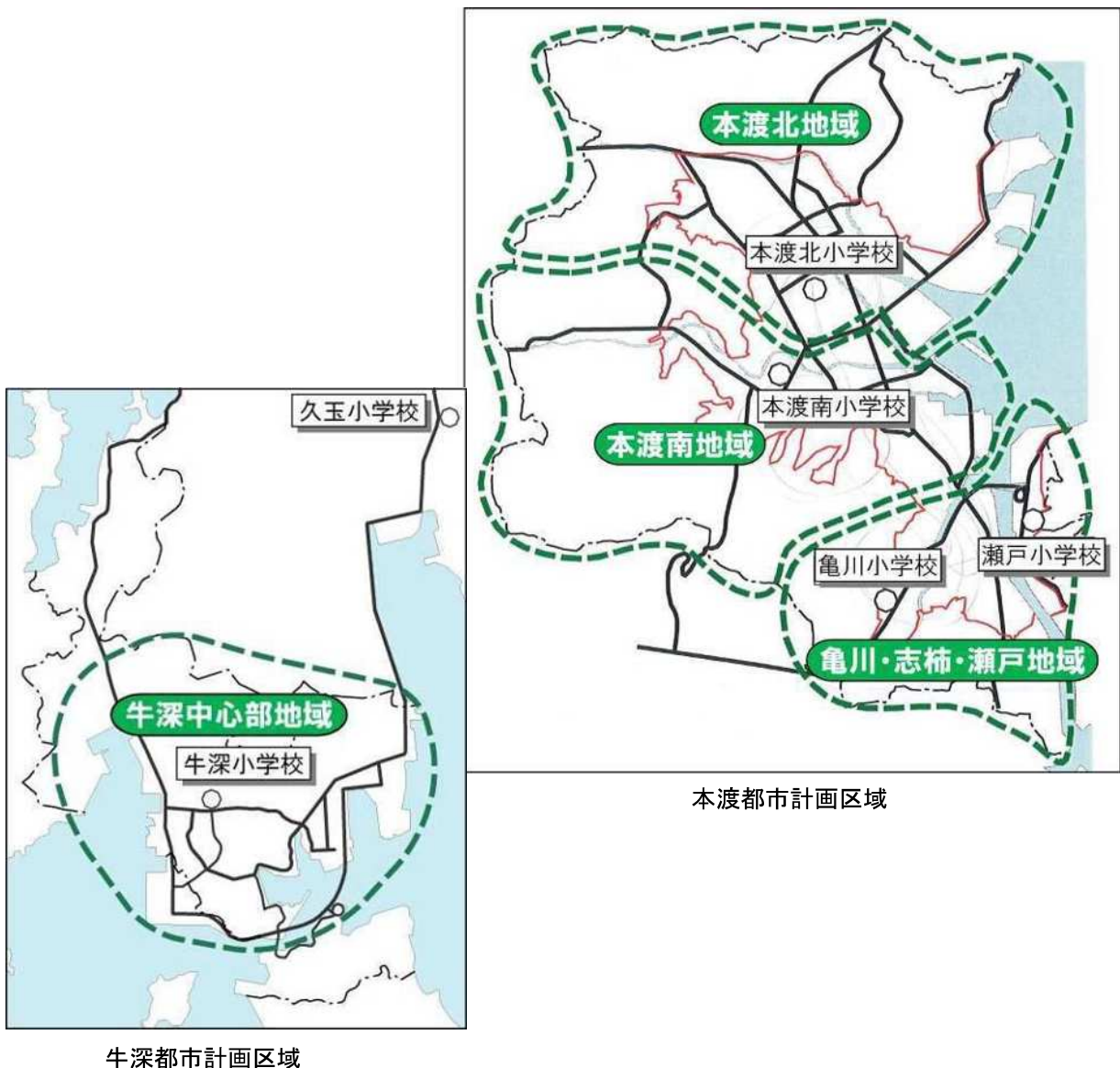
### 1-1 地域別構想の役割

地域別構想は、全体構想、区域別構想を踏まえたうえで、地域の特徴を生かした魅力あるまちづくりを進めるための方針とします（全体構想、区域別構想に示す取組みについては、地域別構想に書かれていなくても、全体・区域別の各構想に基づき進めるものとします）。

市民や高校生を対象としたまちづくりワークショップ参加者の意見を踏まえ、身近な暮らしの視点に立った取組みの方針とします。

### 1-2 地域区分

地域別構想の地域区分は、都市計画区域を対象に、小学校区を基本として町界、大字界、地形等の社会的・自然的条件を勘案し、本渡都市計画区域を本渡南地域、本渡北地域、亀川・志柿・瀬戸地域の3地域に区分します。また、牛深都市計画区域は牛深中心部地域の1地域とします。



## 2. 地域別構想

### 2-1 本渡南地域

#### 地域の特性

本渡南地域は、本渡都市計画区域のほぼ中央に位置し、東は本渡港、西と南は丘陵地、北は本渡北地域に接し、中央部を町山口川が流れています。

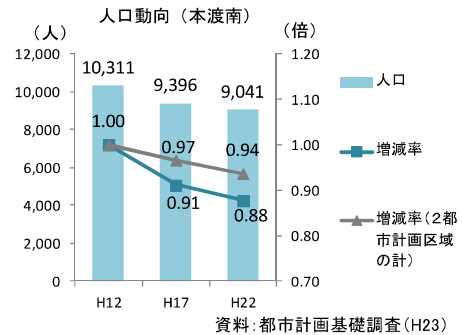
人口は、減少傾向にあり、中心商店街の空洞化が進行しています。

地域の骨格道路は、南北の国道324号、東西の(主)本渡下田線を軸とし、都市計画道路や臨港道路で構成され、(都)太田町水の平線の一部が未整備となっています。

国道324号沿線には、商業、業務、宿泊、医療・福祉、交通など多くのサービス施設が立地しています。

また、祇園橋、諏訪神社、天草市民センター、ポルト、本渡運動公園、中央図書館、天草文化交流館などの歴史資源や文化学習施設も多く立地しています。

■人口(H22)	9,041	人
■世帯数(H22)	3,644	世帯
■1世帯あたり人員(H22)	2.5	人
■可住地人口密度(H22)	15.4	人/ha



#### ワークショップ参加者の意見 ～地域や私たちが取り組むこと～

★天草大好き人間や地域のチームワークづくり(趣味やサークル単位でリーダーが集まる場づくりや情報交換)／楽しく継続したくなる花づくり(花いっぱいフラッグづくり、合同でやるごみ拾い活動、表彰制度)／地域の食を通じた多世代交流イベントや町山口川を活用した子どもの遊び場づくり／銀天街を活用した陶芸市の開催【行政の支援】生活実態に合った公共交通の見直し、一定のまちなか駐車場の確保、(都)太田町水の平線の整備／街路灯・案内板のデザイン

まちづくりのテーマ「殻をやぶって、前向きに楽しく続ける(飲みも大事)」

☆空き店舗の把握と発信／まちあるきマップ・標識の整備／タブレット端末を利用した観光案内／スタンブラリーで地域・地区を回遊できるようにする／市民センターなど既存施設を利用する／空き家を利用し、いつでも安く泊まれるようにする／銀天街のリフォーム

#### (1)主要課題

##### ①まちなかにぎわいの再生

最も多くの都市機能を抱える本市の中心地域ですが、近年では人口減少や中心商店街の空き店舗の増加などにより、にぎわいが失われつつあることから、本渡港周辺と中心商店街の空き店舗・空き地などの低・未利用地を活用して、まちなかの交流やにぎわいの再生を図る必要があります。

##### ②主要プロジェクトを生かした拠点機能や回遊性の向上

本渡港周辺は物産、飲食、情報発信などの観光機能が弱く、海の玄関口としての機能向上が求められていることから、(仮称)第二天草瀬戸大橋の整備をまちづくりに生かし、拠点機能や回遊性の向上を図る必要があります。

##### ③都市空間の質の向上

多くの人々に天草らしさを印象づける空間の創出が求められていることから、(仮称)第二天草瀬戸大橋の整備や町山口川の河川改修などを生かし、質の高い都市空間の形成を図る必要があります。

## (2)基本目標

### 地域づくりのテーマ

「多くの来訪者が歩いて巡りたくなる」にぎわいのまちづくり

## (3)地域づくりの方針

### ①交流やにぎわいを生む拠点地域づくり

本渡港周辺、中心商店街、市役所周辺、本渡運動公園周辺の機能や連携を強化することで、住む人・訪れる人の交流機会の創出や拡充を図るとともに、活力やにぎわいを生む拠点地域づくりを目指します。

- 本渡港周辺のにぎわい空間の創出
- 多世代の交流を育む中心商店街の再生
- 既存資源を生かした魅力ある文化レクリエーションの場づくり



### ②歩いて巡りたくなる地域づくり

(仮称)第二天草瀬戸大橋の整備や町山口川の河川改修を生かし、本渡港と中心商店街の連携を高めるとともに、地域資源の有効活用を図ることで、歩いて巡ることが楽しくなる地域づくりを目指します。

- 町山口川を生かしたシンボルオアシスルートづくり
- 歩行者自転車回遊ルートづくり
- 眺望を生かしたレクリエーション機能の向上

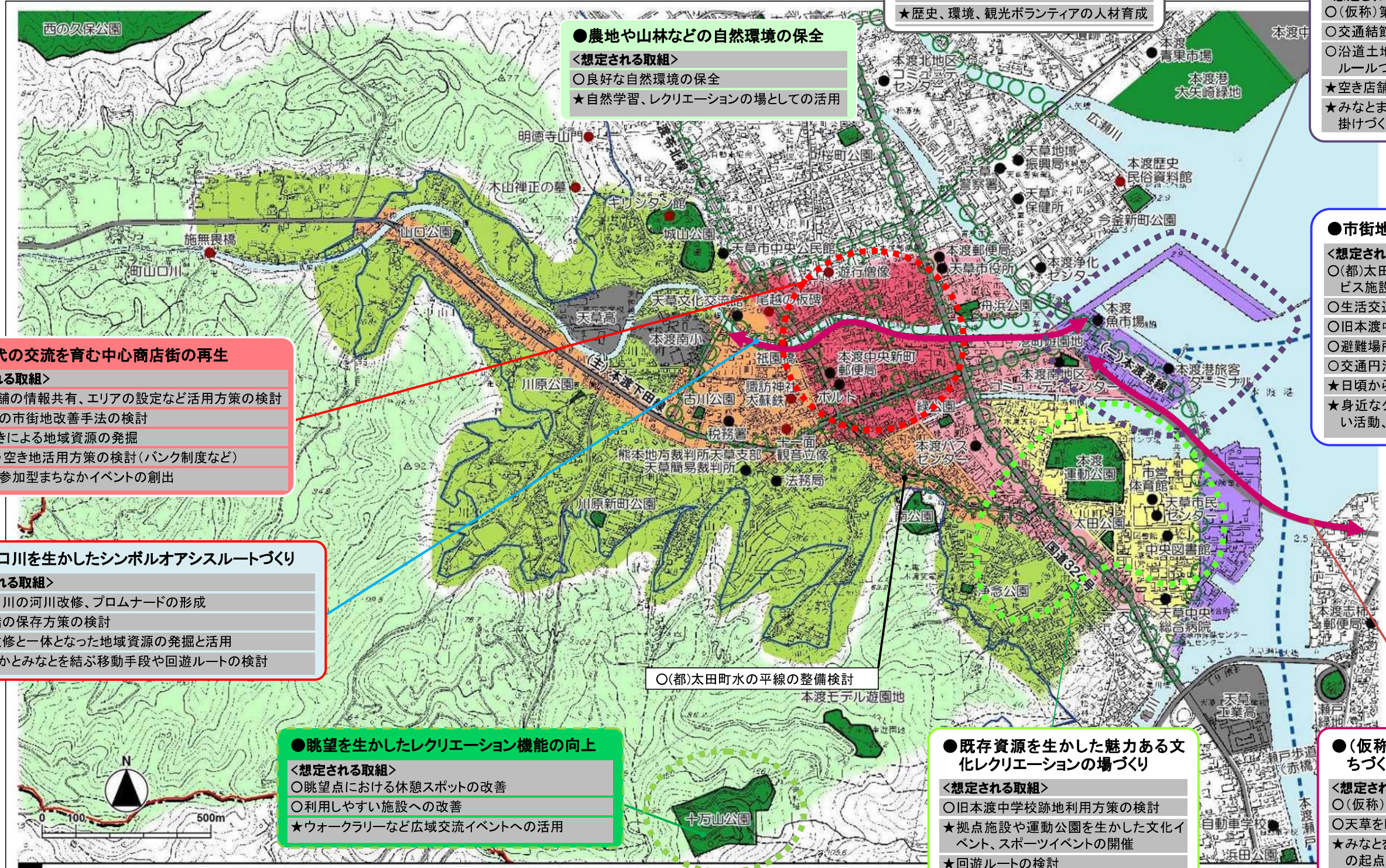
### ③文化とやすらぎを感じられる地域づくり

町山口川沿い、(仮称)第二天草瀬戸大橋や国道324号沿線、公園・広場、みなとなど人が多く集まる場所は、川やみなと、歴史文化などの地域資源を生かした高次な都市空間の創出を図ることにより、文化とやすらぎを感じられる地域づくりを目指します。

- 市街地の快適性や防災性の向上
- (仮称)第二天草瀬戸大橋整備のまちづくりへの活用
- 農地や山林などの自然環境の保全

# 本渡南 地域づくりの方針図

## 「多くの来訪者が歩いて巡りたくなる」にぎわいのまちづくり



**●歩行者自転車回遊ルートづくり**  
 <想定される取組>  
 ○情報案内板の整備  
 ○民間との協働による休憩スポットの整備  
 ★回遊ルートの検討  
 ★資源の再発見  
 ★歴史、環境、観光ボランティアの人材育成

**●農地や山林などの自然環境の保全**  
 <想定される取組>  
 ○良好な自然環境の保全  
 ★自然学習、レクリエーションの場としての活用

**●本渡港周辺のにぎわい空間の創出**  
 <想定される取組>  
 ○(仮称)第二天草瀬戸大橋の整備  
 ○交通結節機能の向上(複合ターミナル化)  
 ○沿道土地利用の検討(集客性が高まる土地利用ルールづくり)  
 ★空き店舗、空き倉庫や空き地の活用  
 ★みなとまちづくり基本構想と連携した人が集う仕掛けづくり

**●市街地の快適性や防災性の向上**  
 <想定される取組>  
 ○(都)太田町水の平線の整備検討、沿道へのサービス施設の誘導  
 ○生活交通手段の検討  
 ○旧本渡中学校跡地利用方策の検討  
 ○避難場所の防災機能の向上  
 ○交通円滑化対策の推進  
 ★日頃からの防災訓練や人的ネットワークづくり  
 ★身近な公園の維持管理、地域ぐるみの花いっぱい活動、ごみ拾い活動の実践

**●多世代の交流を育む中心商店街の再生**  
 <想定される取組>  
 ○空き店舗の情報共有、エリアの設定など活用方策の検討  
 ○商店街の市街地改善手法の検討  
 ★まち歩きによる地域資源の発掘  
 ★空き家・空き地活用方策の検討(バンク制度など)  
 ★多世代参加型まちなかイベントの創出

**●町山口川を生かしたシンボルオアシスルートづくり**  
 <想定される取組>  
 ○町山口川の河川改修、プロムナードの形成  
 ○祇園橋の保存方策の検討  
 ★河川改修と一体となった地域資源の発掘と活用  
 ★まちなかのみなとを結ぶ移動手段や回遊ルートの検討

**●眺望を生かしたレクリエーション機能の向上**  
 <想定される取組>  
 ○眺望点における休憩スポットの改善  
 ○利用しやすい施設への改善  
 ★ウォークラリーなど広域交流イベントへの活用

**●既存資源を生かした魅力ある文化レクリエーションの場づくり**  
 <想定される取組>  
 ○旧本渡中学校跡地利用方策の検討  
 ★拠点施設や運動公園を生かした文化イベント、スポーツイベントの開催  
 ★回遊ルートの検討

**●(仮称)第二天草瀬戸大橋整備のまちづくりへの活用**  
 <想定される取組>  
 ○(仮称)第二天草瀬戸大橋の整備  
 ○天草を印象づけるシンボル景観の創出  
 ★みなとを生かした交流イベントの開催、回遊の起点となるような仕掛けづくり

- 凡例**
- 中心商業業務ゾーン
  - 一般住宅市街地ゾーン
  - 歩行者自転車回遊ルート
  - 幹線道路
  - 沿道商業業務ゾーン
  - 専用住宅地ゾーン
  - - - 航路
  - 補助幹線道路
  - 近隣利便ゾーン
  - 森林保全ゾーン
  - 文化財等
  - 都市計画区域界 (H26現在)
  - 臨港産業ゾーン
  - 公園・緑地
  - 公共公益施設等
  - 用途地域界 (H26現在)

**●取組方針**  
 <想定される取組>  
 ○主に行政が主体となる取組み  
 ★主に地域が主体となる取組み

## 2-2 本渡北地域

## 地域の特性

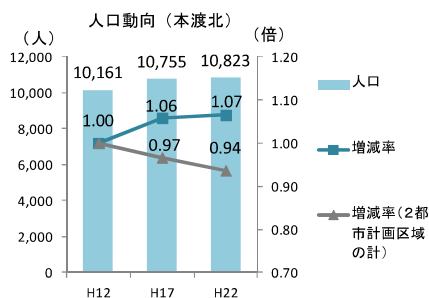
本渡北地域は、本渡都市計画区域の北部に位置し、東は本渡港、北と西は丘陵地、南は本渡南地域に接し、中央部を広瀬川が流れています。

人口は、土地区画整理事業の施行や民間宅地開発の進展により、4地域で唯一増加傾向にあり、最も多くの人口を有しています。

地域の骨格道路は、国道324号、(主)本渡荅北線、(都)下川原茂木根線で構成され、多くの沿道サービス施設が建ち並んでいます。

また、西の久保公園、広瀬公園、本渡港大矢崎緑地、本戸公園などのレクリエーション施設も充実しています。

■人口(H22)	10,823	人
■世帯数(H22)	3,509	世帯
■1世帯あたり人員(H22)	3.1	人
■可住地人口密度(H22)	17.5	人/ha



資料:都市計画基礎調査(H23)

## ワークショップ参加者の意見 ～地域や私たちが取組むこと～

★各地区に交流サロンの設置(若者が参加できるイベント企画、楽しみながらお互い支援できる仕組みづくり、さまざまな体験学習機会づくり)／海辺の集客づくり(イベントの開催、子ども達向けの体験学習、市民による運営ボランティアの確保)／ワンストップの福祉サービス(福祉施設職員のIT活用)／水害避難場所の確保(防災訓練、日頃からのネットワークづくり)

まちづくりのテーマ「人づくりは天草で！」

☆高校生による海岸清掃実施／地域で施設の利用方法などのルールをしっかりと決める／ドルフィンパークの跡地活用／まちあるきマップ・標識の整備／茂木根の海岸に海の家を設置

## (1)主要課題

## ①農地や山林などの自然環境の保全

北部丘陵地の民間開発や農地転用による宅地化が進展していることから、市街地の拡大を抑制し、良好な農地や山林などの自然環境を保全する必要があります。

## ②快適な居住環境の創出

北部丘陵地などの宅地開発地区は用途未指定地域であることから、地域地区などの都市計画制度を活用し、地区の特性に応じた快適な居住環境の形成や利便性の高い沿道環境を創出する必要があります。

## ③地域資源の活用による地域内外の交流活性化

海辺や公園のレクリエーション施設、窯元など、恵まれた地域資源を上手に生かしながら、地域内外の交流活性化に役立てる必要があります。

## (2)基本目標

### 地域づくりのテーマ

「人と人との交流を大切にする」いきいき健康のまちづくり

## (3)地域づくりの方針

### ①自然環境と共生するコンパクトな地域づくり

地域を取り囲む丘陵地などの自然環境や良好な農地が醸し出す田園風景を保全するとともに、都市の拡大につながる無秩序な宅地開発を抑制し、既成市街地を活用するエコ・コンパクトな地域づくりを目指します。

- 農地や山林などの自然環境の保全
- 無秩序な宅地開発の抑制

### ②新しいライフスタイルを提供する健康生活の地域づくり

自然と調和した都市環境の創出を基本に、海・山・川の恵まれた自然環境、多くの公園や緑地を生かし、散策やジョギング・レクリエーションなどが気軽に楽しめ、住むことも楽しめるような地域づくりを目指します。

- 安全で快適な市街地の形成
- 歩行者自転車回遊ルートづくり

### ③水辺・海辺や緑、歴史的・文化的資源を生かした交流の地域づくり

空港方面から市街地にかけては、豊かな自然環境と都市との共生を生かした景観づくりを目指します。

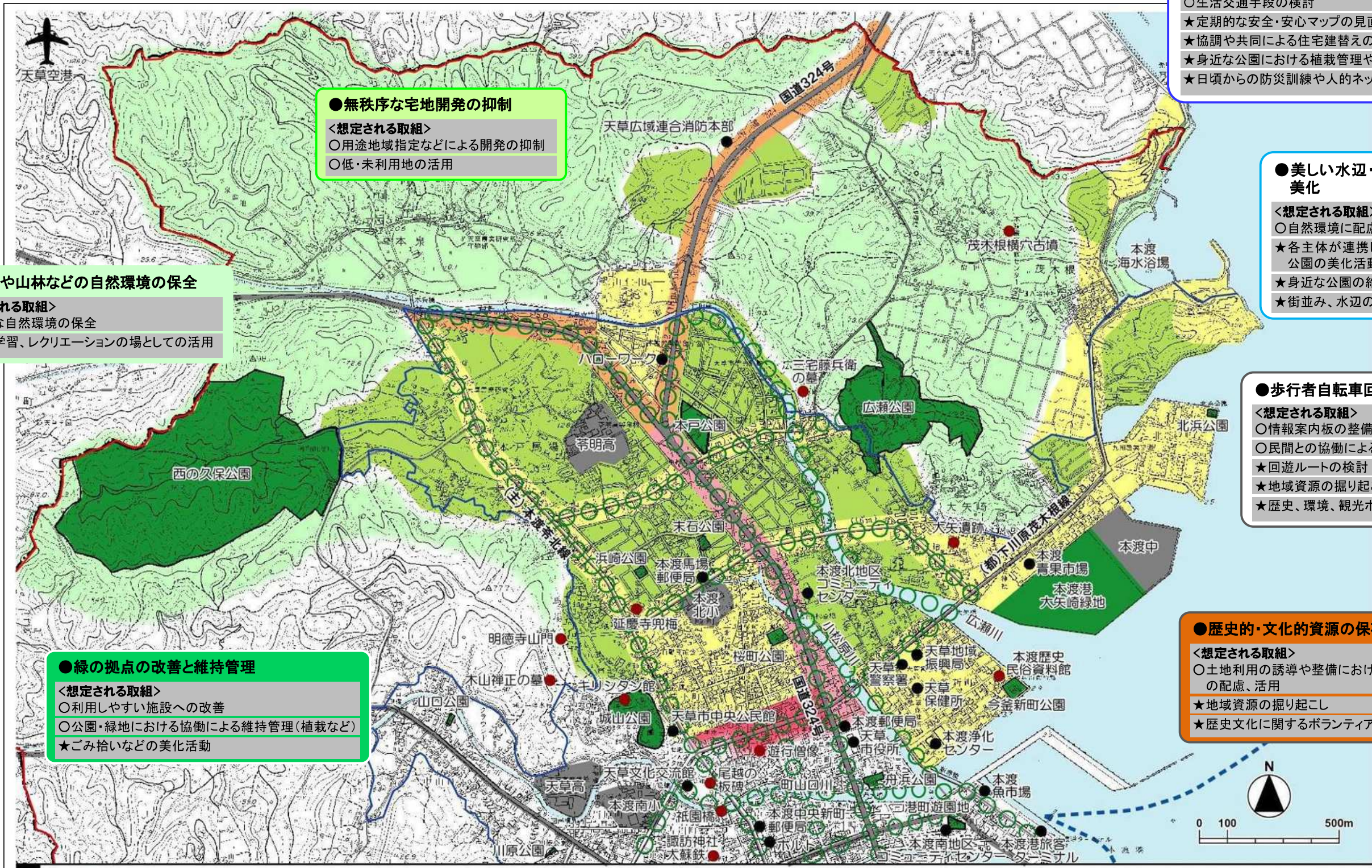
史跡、歴史的建造物、窯元など地区内に点在する多くの歴史的・文化的資源を地域の個性や魅力として生かし、交流につなげる地域づくりを目指します。

- 美しい水辺・海辺空間の保全と美化
- 緑の拠点の改善と維持管理
- 歴史的・文化的資源の保存と活用



# 本渡北 地域づくりの方針図

## 「人と人との交流を大切にする」いきいき健康のまちづくり



**●農地や山林などの自然環境の保全**  
 <想定される取組>  
 ○良好な自然環境の保全  
 ★自然学習、レクリエーションの場としての活用

**●無秩序な宅地開発の抑制**  
 <想定される取組>  
 ○用途地域指定などによる開発の抑制  
 ○低・未利用地の活用

**●緑の拠点の改善と維持管理**  
 <想定される取組>  
 ○利用しやすい施設への改善  
 ○公園・緑地における協働による維持管理(植栽など)  
 ★ごみ拾いなどの美化活動

**●安全で快適な市街地の形成**  
 <想定される取組>  
 ○北部丘陵地(国道324号沿い)の良好な土地利用誘導  
 ○通行の安全性を考慮した街路樹の維持管理  
 ○密集市街地における生活道路の拡幅・整備  
 ○生活交通手段の検討  
 ★定期的な安全・安心マップの見直し(危険箇所の共有)  
 ★協調や共同による住宅建替えの検討  
 ★身近な公園における植栽管理や美化活動  
 ★日頃からの防災訓練や人的ネットワークづくり

**●美しい水辺・海辺空間の保全と美化**  
 <想定される取組>  
 ○自然環境に配慮した河川・海岸の改修  
 ★各主体が連携した浜辺、身近な道路・公園の美化活動  
 ★身近な公園の維持管理、美化清掃  
 ★街並み、水辺の景観コンテスト実施

**●歩行者自転車回遊ルートづくり**  
 <想定される取組>  
 ○情報案内板の整備  
 ○民間との協働による休憩スポットの整備  
 ★回遊ルートの検討  
 ★地域資源の掘り起こし  
 ★歴史、環境、観光ボランティアの人材育成

**●歴史的・文化的資源の保存と活用**  
 <想定される取組>  
 ○土地利用の誘導や整備における歴史的・文化的資源への配慮、活用  
 ★地域資源の掘り起こし  
 ★歴史文化に関するボランティアの育成

凡例	<span style="color: pink;">●</span> 中心商業業務ゾーン	<span style="color: yellow;">●</span> 一般住宅市街地ゾーン	<span style="color: green;">○</span> 歩行者自転車回遊ルート	— 幹線道路
	<span style="color: lightpink;">●</span> 沿道商業業務ゾーン	<span style="color: lightgreen;">●</span> 専用住宅地ゾーン	- - - 航路	— 補助幹線道路
	<span style="color: orange;">●</span> 近隣利便ゾーン	<span style="color: lightyellow;">●</span> 森林保全ゾーン	● 文化財等	— 都市計画区域界 (H26現在)
	<span style="color: purple;">●</span> 臨港産業ゾーン	<span style="color: darkgreen;">●</span> 公園・緑地	● 公共公益施設等	— 用途地域界 (H26現在)

**●取組方針**  
 <想定される取組>  
 ○主に行政が主体となる取組み  
 ★主に地域が主体となる取組み



## 2-3 亀川・志柿・瀬戸地域

## 地域の特性

亀川・志柿・瀬戸地域は、本渡都市計画区域の南部に位置し、本渡瀬戸航路や亀川など、特色ある水辺景観を有しています。

人口は、平成17年までは増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあります。

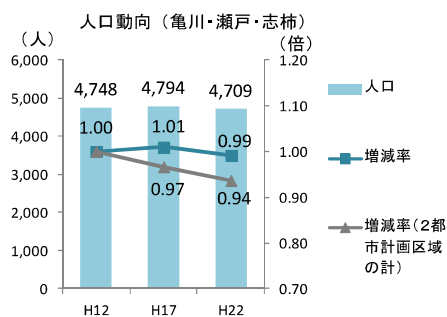
地域の骨格道路は、国道324号、国道266号、(主)本渡牛深線で構成され、本渡瀬戸航路は、有明海と八代海の海上交通の要衝となっています。

(仮称)第二天草瀬戸大橋整備事業が着手されたことにより、交通渋滞の緩和や緊急時の代替道路の確保が期待されます。

都市計画区域外の食場地区付近を含む国道266号沿線には、商業、医療などの沿道サービス施設が立地していますが、近年、本渡北地域に商業施設の立地が増加したことから、地域の活力低下が見受けられます。

本渡瀬戸沿岸の散策道、瀬戸歩道橋(赤橋)などの地域資源を有しています。

■人口(H22)	4,709 人
■世帯数(H22)	1,888 世帯
■1世帯あたり人員(H22)	2.5 人
■可住地人口密度(H22)	16.6 人/ha



※都市計画区域外の志柿・食場は含まない。  
資料:都市計画基礎調査(H23)

## ワークショップ参加者の意見 ~地域や私たちが取組むこと~

★天草工業高校、看護専門学校との連携によるボランティア活動/地域行事に積極的に参加し、つながりを深める/本渡瀬戸大橋や赤橋を観光名所にする・利用しやすくする(歩かせる、景観を楽しむ)、行政は広場をつくる/国道沿いへの花壇づくり/行政は花の苗の提供

☆若者のアイデアによる食品開発や売り込み(天草工業高校ではもう開発をやりはじめている)/天草工業高校でつくり、苓明高校で加工・管理・販売をする/天草瀬戸大橋の通行料を徴収し、水中トンネルを整備/水産学部系キャンパスの誘致/「のってみゆうか~」の行き先を伸ばす

## (1)主要課題

## ①既成市街地の生活利便性の向上

亀川地域については、国道266号沿線のまちなみ形成により、地域活性化を図るとともに、縁辺部の食場地区について、土地利用状況、都市施設の整備計画、都市化の動向などを踏まえ、都市計画区域への編入を検討する必要があります。

志柿・瀬戸地域についても、既成市街地を形成している瀬戸、知ヶ崎地区について、土地利用状況、都市施設の整備状況など都市化の動向を踏まえ、都市計画区域への編入を検討する必要があります。

## ②自然環境との共生や地域資源の活用

本渡瀬戸航路、市街地を取り囲む周辺の山林、亀川、瀬戸歩道橋(赤橋)などの地域資源を生かし、多世代が参加・参画する愛着あるまちづくりに結びつけていく必要があります。

## ③主要プロジェクトを生かした都市機能の向上

(仮称)第二天草瀬戸大橋の事業着手により、これまで長年担ってきた天草上島と下島の交通の要衝である本地域の陸上交通の負担軽減が図れていくことが予想されることから、この効果を生かし、地域活力や都市機能の向上を図る必要があります。

## (2)基本目標

### 地域づくりのテーマ

「本渡瀬戸・亀川の水辺や里山と共生する」やすらぎ生活のまちづくり

## (3)地域づくりの方針

### ①自然と調和したゆとりある快適生活の地域づくり

海、川、山林・里山など豊かな自然環境の中で、幹線道路沿道への生活利便施設の誘導や交通機能の改善、公共交通網の充実などにより、生活利便性に優れ、多世代がゆとりある快適な生活を営むことができる地域づくりを目指します。

- 市街地の生活環境施設の改善
- 適切な都市機能の誘導と公共交通サービスの充実

### ②ふるさとの海や川、山林・里山、農地を守り、育てる地域づくり

本渡瀬戸、亀川、山林・里山、農地は、貴重な地域の資源として保全を図るとともに、これらの資源を生かし、地域内外の人々が地域の魅力とふれあえる地域づくりを目指します。

- 農地や山林などの自然環境の保全と活用

### ③橋を生かして活力を高める地域づくり

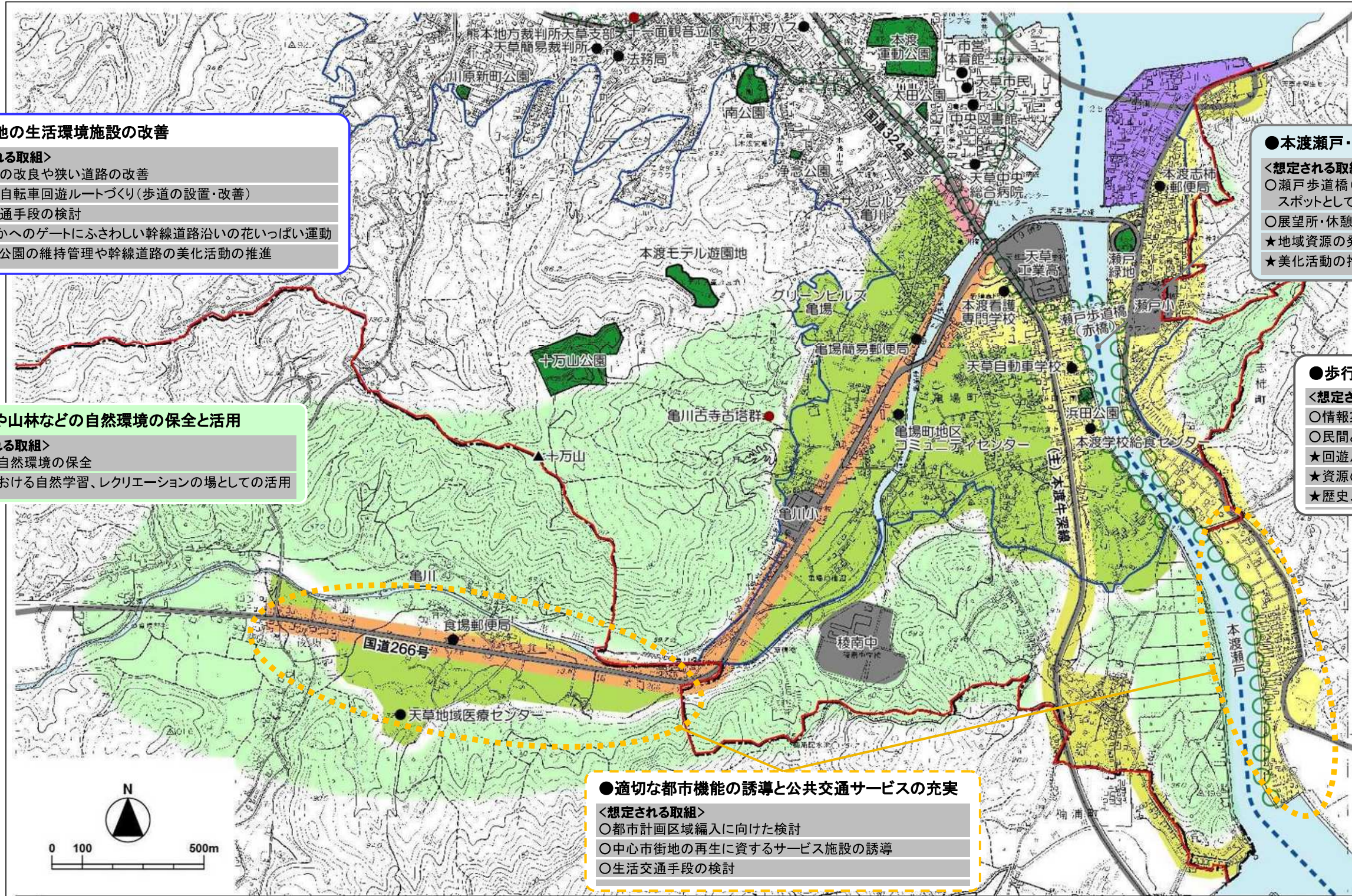
(仮称)第二天草瀬戸大橋の整備、天草瀬戸大橋、瀬戸歩道橋（赤橋）を生かし、観光スポットとしての魅力を高め、活力ある地域づくりを目指します。

- 本渡瀬戸・亀川の魅力化
- 歩行者自転車回遊ルートづくり



# 亀川・志柿・瀬戸 地域づくりの方針図

## 「本渡瀬戸・亀川の水辺や里山と共生する」やすらぎ生活のまちづくり



**●市街地の生活環境施設の改善**

<想定される取組>

- 交差点の改良や狭い道路の改善
- 歩行者自転車回遊ルートづくり(歩道の設置・改善)
- 生活交通手段の検討
- ★まちなかへのゲートにふさわしい幹線道路沿いの花いっぱい運動
- ★身近な公園の維持管理や幹線道路の美化活動の推進

**●農地や山林などの自然環境の保全と活用**

<想定される取組>

- 良好な自然環境の保全
- ★里山における自然学習、レクリエーションの場としての活用

**●本渡瀬戸・亀川の魅力化**

<想定される取組>

- 瀬戸歩道橋(赤橋)の通行ルールの検討や観光スポットとしての活用
- 展望所・休憩所の設置
- ★地域資源の発掘や休憩場所の確保
- ★美化活動の推進

**●歩行者自転車回遊ルートづくり**

<想定される取組>

- 情報案内板の整備
- 民間との協働による休憩スポットの整備
- ★回遊ルートの検討
- ★資源の再発見
- ★歴史、環境、観光ボランティアの人材育成

**●適切な都市機能の誘導と公共交通サービスの充実**

<想定される取組>

- 都市計画区域編入に向けた検討
- 中心市街地の再生に資するサービス施設の誘導
- 生活交通手段の検討

凡例	中心商業業務ゾーン	一般住宅市街地ゾーン	公園・緑地	航路	<b>●取組方針</b>	
	沿道商業業務ゾーン	専用住宅地ゾーン	文化財等	幹線道路		<想定される取組>
	近隣利便ゾーン	自然環境共生ゾーン	公共公益施設等	補助幹線道路		○主に行政が主体となる取組み
	臨港産業ゾーン	森林保全ゾーン		都市計画区域界 (H26現在)	★主に地域が主体となる取組み	
				用途地域界 (H26現在)		

## 2-4 牛深中心部地域

## 地域の特性

牛深中心部地域は、牛深都市計画区域において多様な都市機能が集積するとともに、県内最大の水産基地としての役割を担い、全国ハイヤ系民謡発祥の地でもあります。

牛深海域公園として指定された澄んだ海は、地域の大きな魅力の一つとなっています。

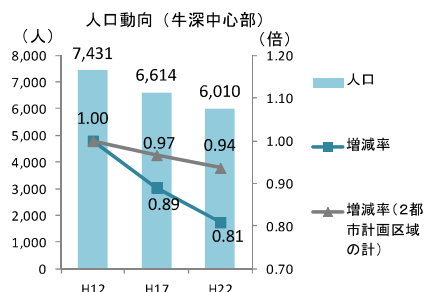
人口は、平成12年以降も減少傾向にあり、4地域の中で最も減少が著しい地域ですが、高い人口密度を有しています。

みなと周辺には、バスやフェリーの発着所を併設するうしぶか海彩館、芝生広場、駐車場が立地しています。

中心商店街には、牛深支所、総合センターなどの公共公益施設が集積し、周辺には、昔ながらの木造住宅が密集した居住環境があります。また、後浜地区の水産加工基地、魚市場など、漁業を中心とした基盤施設も充実しています。

ハイヤ大橋、牛深漁港などみなと特有の景観を有しています。

■人口(H22)	6,010	人
■世帯数(H22)	2,629	世帯
■1世帯あたり人員(H22)	2.3	人
■可住地人口密度(H22)	33.4	人/ha



※牛深中心部(岡東、岡1~4、船津、真浦、加世浦、宮崎、鬼塚、須口)

資料:都市計画基礎調査(H23)

## ワークショップ参加者の意見 ~地域や私たちが取組むこと~

★高校生ボランティアの活用/海族祭の継続・朝市の活用/うみコン・体験漁業の実施/うしぶか公園望洋庵や中心商店街の空き店舗を活用したイベント企画/花いっぱいのみちづくり(牛深商店街)/台場の海の美化活動/地域通貨(1Kon)の実施

まちづくりのテーマ「もっと知恵を出し合う機会を増やそう！」

☆スタンプラリー、バザー・フリーマーケットの実施/定期的な市場の開催/中心商店街を活用した高校生によるストリート文化祭/気の合う仲間が気軽にまちなかに集まれる場所づくり/身近にマリノレジャーが楽しめるレンタルサービス/小さな宝の掘り起こしとSNSなどによる情報発信/牛深ファンづくり/多世代が交流し海・山のごみ拾い/海を舞台にした高校行事企画(園児・高齢者も参加)

【行政の支援】教育や福祉の差別化による人口増加策/耐震性の高い住宅地づくり/貿易ができる港の整備

## (1)主要課題

## ①地域資源を生かした活力の創出

人口減少・高齢化が顕著な本地域は、交流人口の増大が課題であり、コンパクトな市街地の中にある自然環境、歴史的・文化的資源、水産加工物産施設、中心商店街などの地域資源を掘り起こし、地域活力の創出に結びつける必要があります。

## ②快適な暮らしを支える生活環境の改善

「せどわ」特有の幅員の狭い道路や、漁港内のごみ投棄などにより、居住環境や自然環境の低下が懸念されていることから、多世代が安全・安心に暮らし続けることができるよう、地域の特性を活用しつつ、防災機能の向上など生活環境の改善を図る必要があります。

## ③地域が持つ豊富なノウハウの活用による個性化

漁師町特有の人情やコミュニティの強さを生かした環境改善に取り組む機会づくりや地域が持つ豊富なノウハウを活用して、多世代が参加・参画する個性ある地域づくりを進める必要があります。

## (2)基本目標

### 地域づくりのテーマ

「海の恵みと暮らす」にぎわい・ふれあいのみなとまちづくり

## (3)地域づくりの方針

### ①低・未利用地や空き店舗を活用したにぎわいの地域づくり

中心商店街の空き店舗など低・未利用地を活用した通年型イベント、チャレンジショップなど、若者がまちなかに集まり、多くの人々と交流する場の創出を図ることで、活力とにぎわいのある地域づくりを目指します。

- まちなかのにぎわいの創出
- 臨港産業地区の拠点性の向上

### ②多世代が住みたくなる定住の地域づくり

漁師町特有の「せどわ」がある木造密集住宅地や住商工が混在した市街地などそれぞれの特性を十分踏まえた良好な居住環境の形成により、まちなか居住など定住促進に向けた地域づくりを目指します。

- 漁村集落地の生活環境の改善
- 歩行者自転車回遊ルートづくり
- 農地や山林などの自然環境の保全

### ③ハイヤ大橋やうしぶか公園、食を生かしたふれあいの地域づくり

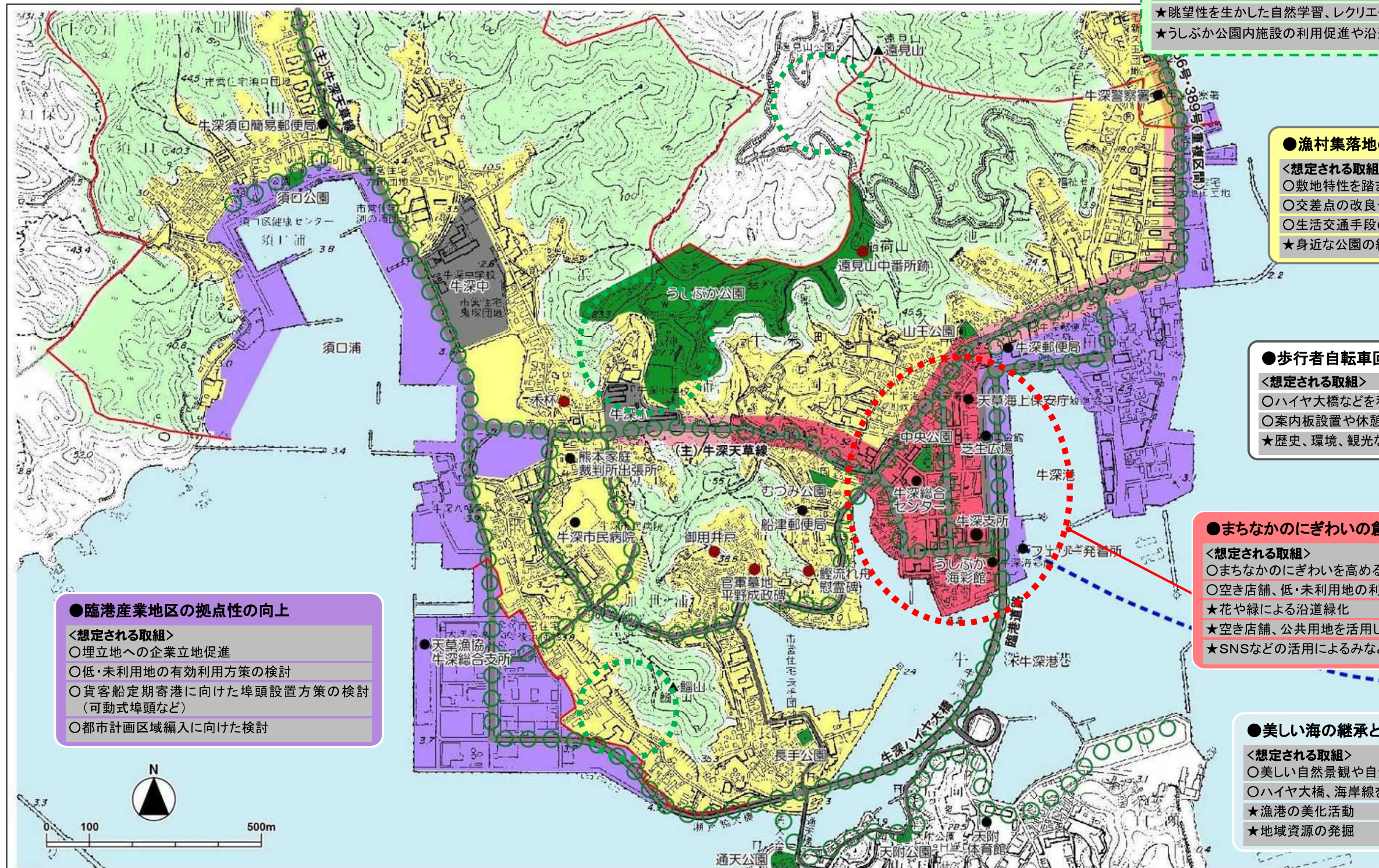
SNSなどの情報発信媒体を利用して、地域で発見した宝、新鮮な魚介類を使った料理、お薦めの景観ポイントなどの情報発信により、交流とふれあいの地域づくりを目指します。

- 美しい海の継承と活用



# 牛深中心部 地域づくりの方針図

## 「海の恵みと暮らす」にぎわい・ふれあいのみなとまちづくり



**●臨港産業地区の拠点性の向上**  
 <想定される取組>  
 ○埋立地への企業立地促進  
 ○低・未利用地の有効利用方策の検討  
 ○貨客船定期寄港に向けた埠頭設置方策の検討(可動式埠頭など)  
 ○都市計画区域編入に向けた検討

**●農地や山林などの自然環境の保全**  
 <想定される取組>  
 ○良好な自然環境の保全  
 ○良好な展望場所の確保(遠見山、鯉山)  
 ★眺望性を生かした自然学習、レクリエーションの場としての活用  
 ★うしおか公園内施設の利用促進や沿道花壇などの適切な維持管理

**●漁村集落地の生活環境の改善**  
 <想定される取組>  
 ○敷地特性を踏まえた建替え誘導方策の検討  
 ○交差点の改良や幅員の狭い道路の改善  
 ○生活交通手段の検討  
 ★身近な公園の維持管理や美化活動の推進

**●歩行者自転車回遊ルートづくり**  
 <想定される取組>  
 ○ハイヤ大橋などを利用した回遊ルートの設定  
 ○案内板設置や休憩スポットの整備  
 ★歴史、環境、観光などのボランティア人材の育成

**●まちなかのにぎわいの創出**  
 <想定される取組>  
 ○まちなかのにぎわいを高める土地利用規制の検討  
 ○空き店舗、低・未利用地の利用方策の検討  
 ★花や緑による沿道緑化  
 ★空き店舗、公共用地を活用した交流・ふれあい活動の増進  
 ★SNSなどの活用によるみなとの情報発信

**●美しい海の継承と活用**  
 <想定される取組>  
 ○美しい自然景観や自然環境、水産環境の保全  
 ○ハイヤ大橋、海岸線を生かした休憩スポットの整備  
 ★漁港の美化活動  
 ★地域資源の発掘

- 凡例**
- 中心商業業務ゾーン
  - 漁業・住宅共生ゾーン
  - 歩行者自転車回遊ルート
  - 幹線道路
  - 沿道商業業務ゾーン
  - 森林保全ゾーン
  - - - 航路
  - 補助幹線道路
  - 近隣利便ゾーン
  - 公園・緑地
  - 文化財等
  - 都市計画区域界(H26現在)
  - 臨港産業ゾーン
  - 公共公益施設等

**●取組方針**  
 <想定される取組>  
 ○主に行政が主体となる取組み  
 ★主に地域が主体となる取組み

## 第6章 推進方策

---

第6章では、都市づくりの目標の達成に向けた、推進体制、実現化手法、構想の進行管理についての考え方を示します。

## 1. 推進体制

### 1-1 協働のまちづくりの推進

#### (1) まちづくり意識の醸成

##### ① まちづくりに関する情報の提供

都市計画に関する情報をはじめ、市民がまちづくりを考えるきっかけになるような情報を継続的にわかりやすい形で提供する場（「出前講座」など）の創出に努めます。

##### ② 各種計画策定における市民参画の推進

市民主体のまちづくりを進めるため、道路や公園などの整備計画やその他各種計画づくりにおいて、積極的な市民参画の推進に努めます。

効率的かつ効果的な取組みを進めるため、地域のまちづくりを総合的に推進する協議の場（まちづくり情報の交換・共有、意見調整、合意形成などを必要に応じて行う地域主体の協議の場）の創出に努めます。



まちづくりワークショップ



まちづくり高校生ワークショップ

#### (2) 多くの担い手が主体となったまちづくりへの支援

##### ① まちづくりを担う人づくり

地域に住む人、働く人、学ぶ人、定年で帰郷した団塊世代の人など、多くの市民を対象としたまちづくりへの参画機会を通じて、担い手の発掘など人材育成に努めます。

子どもたちが将来のまちづくりの担い手となるように、教育現場と連携して、まちづくりに関する意識啓発に努めます。

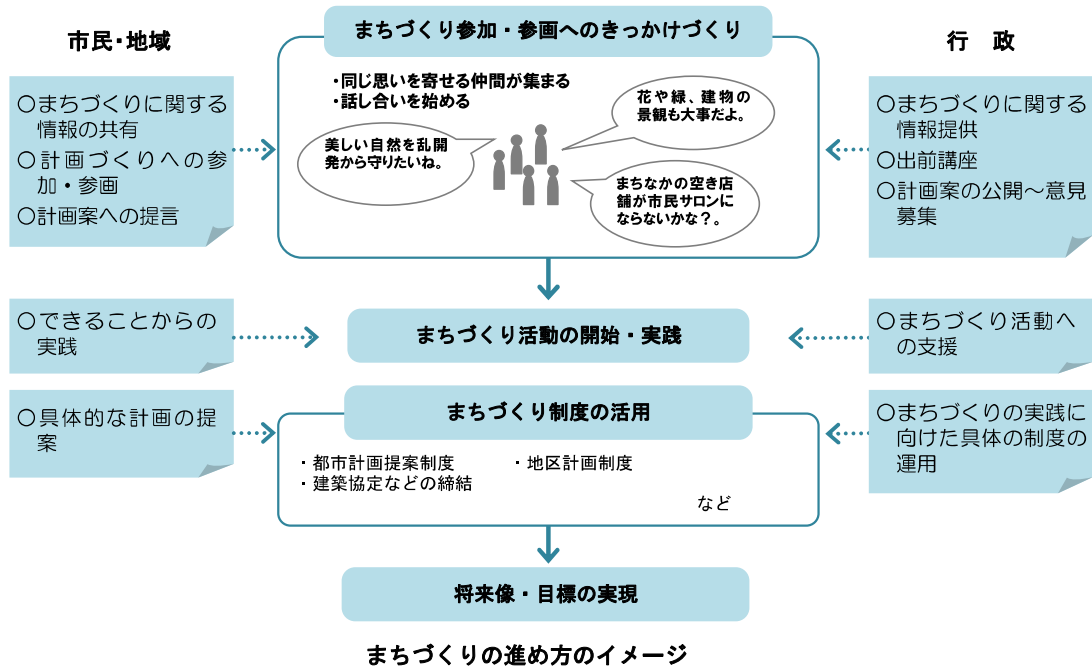
##### ② 他団体との連携

地域やまちづくり協議会をはじめとする各種団体（農協、漁協、森林組合、商工会議所、福祉団体、学校、NPOなど）との連携を高め、新たなまちづくりへの発想や技術について学び、まちづくりを実践する機会の充実に努めます。

##### ③ 市民発意のまちづくり活動への支援

まちづくりの実践に対して、都市計画提案制度や地区計画、建築協定などの各種制度を活用し、地域主体のまちづくり活動への支援に努めます。



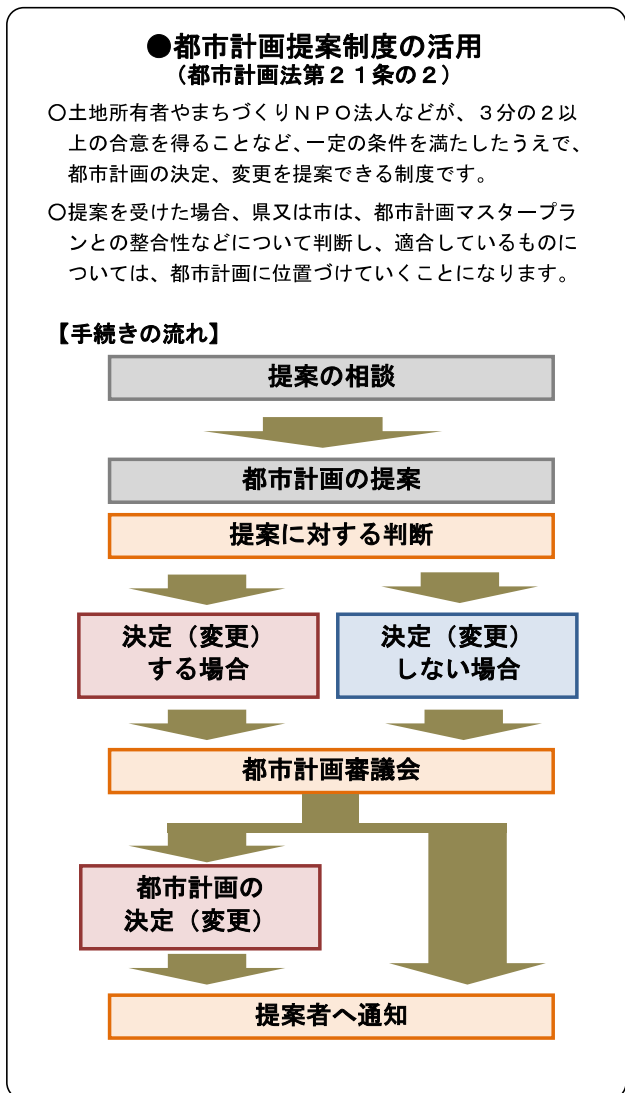


近年、まちづくりへの関心が高まる中で、まちづくり協議会などの地域住民が主体となったまちづくりに関する取組みが多く行われるようになりました。

このような動きを都市計画に積極的に取り込むことを目的として、土地所有者などが主体となって提案することができる「都市計画提案制度」が平成14年に創設されました。

この制度の活用により、市民の知恵と力を生かしたまちづくりが進むことで、都市計画が、これまでの画一的なものでない、地域の特性や意向を踏まえた創意あるまちづくりやきめ細かなまちづくりの創造が期待されます。

このような取組みに対し、勉強会を始めとする技術的な助言や継続的な協議の場などを支援し、市民と協働によるまちづくりを進めています。



## 2. 実現化手法

全体構想・区域別構想で掲げた将来都市構造（将来の都市のすがた）の実現に向けて、都市計画制度などを活用した土地利用の規制・誘導や都市施設の効率的・効果的な整備を進めます。

### 2-1 エコ・コンパクトな都市づくり

#### (1)都市計画区域の見直し

上位計画である「都市計画区域マスタープラン」との整合や人口・開発動向、土地利用実態、都市施設の整備状況などを勘案し、一体の都市として整備、開発、保全していく必要のある区域について、関係機関との協議や住民意向を反映し、見直し（編入・除外）を図ります。

#### (2)地域地区の見直し

区域別構想、地域別構想の方針をもとに、用途地域や特別用途地区などの運用によって適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

例えば、まちなかにおける人口減少、低・未利用地の発生や空き店舗の増加などによる中心市街地の空洞化や集客施設の適正な誘導に対応するために特別用途地区や地区計画制度の運用が考えられます。

#### (3)天草市公共交通連携計画の推進

生活移動手段としての公共交通（路線バス）を維持するとともに、交通不便地域などへの対応方策を検討します。

### 2-2 個性ある地域づくりへの対応

#### (1)漁村集落地区の建替えルールの検討

牛深都市計画区域の茂串・須口・加世浦・真浦地区などには、幅員の狭い道路、狭小敷地の連担などにより、現在の建築基準法では建替えが不可能な密集漁村集落があります。

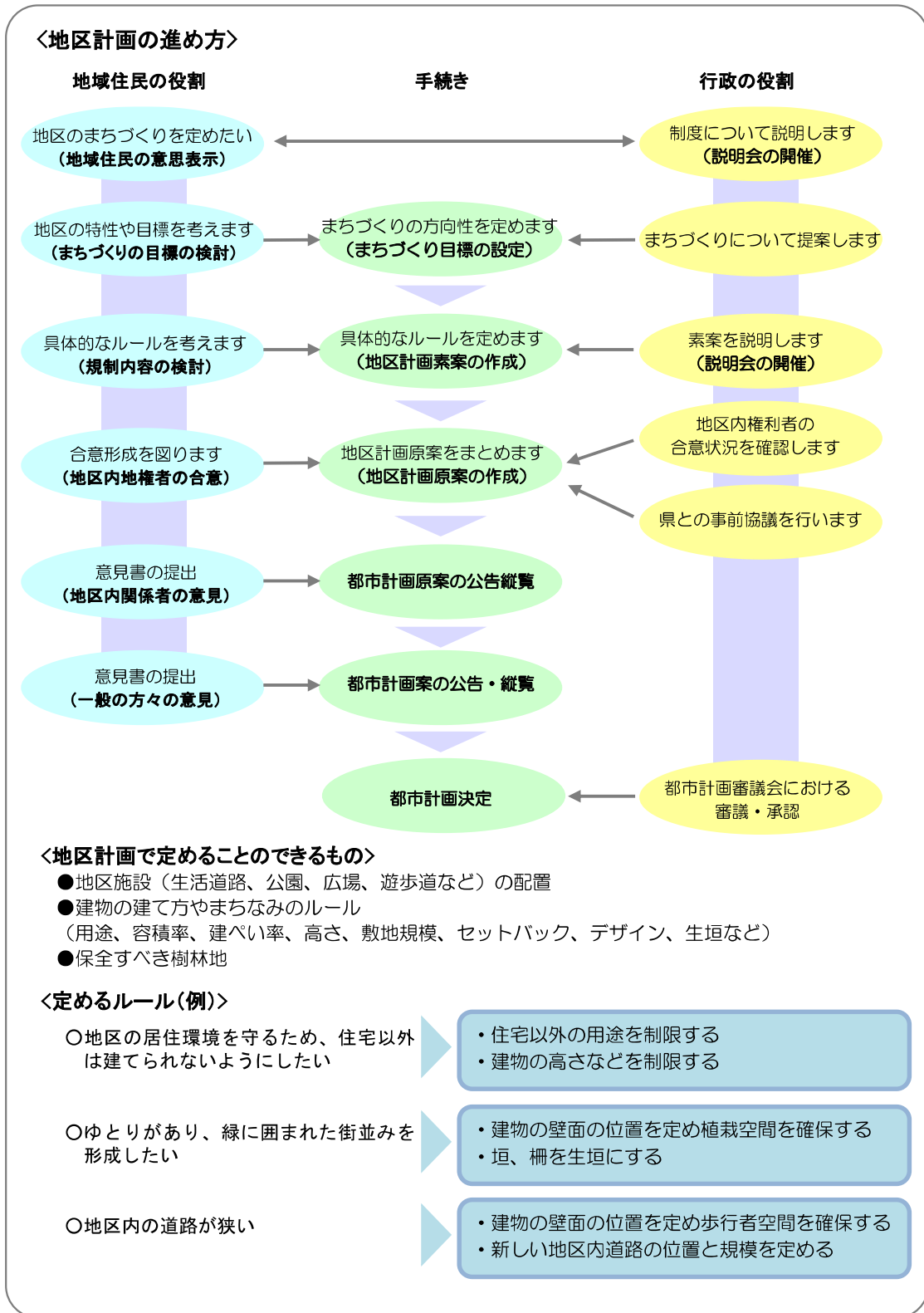
各地区の特性や住民意向を踏まえ、細かな建替えルールについて、地区単位で検討します。

#### (2)地区計画・各種協定制度の活用

##### ①地区計画

地区の特性に応じて、よりきめ細かなまちづくりを行うためには、市民との協働のもとに、地区レベルでの基盤整備や土地利用の規制・誘導を図ることのできる地区計画の活用が有効です。

地域住民の合意のもとに、地区ごとのまちづくりビジョン（まちづくりの目標、方針）を作成し、併せて地区計画の積極的な運用が望まれます。



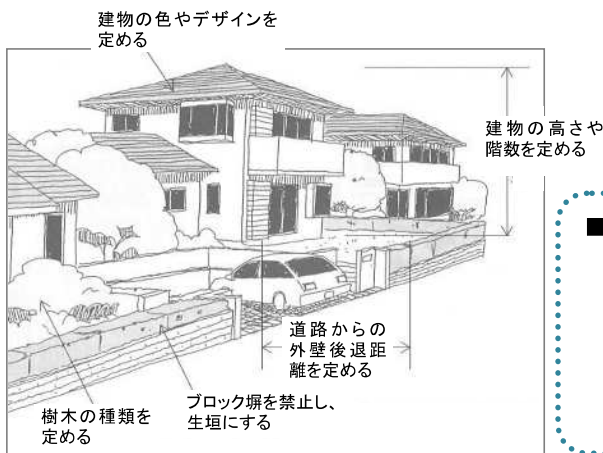
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
参考資料

## ②各種協定

低層のゆとりある住宅や緑豊かな生垣のあるまちなみなど、地区の特性を生かして良好な居住環境の実現を図るため、建築協定や緑地協定、景観協定の活用を促進します。

### (建築協定)

建築協定は、住宅地としての環境や商店街としての利便性を高度に維持する等建築物の利用増進、土地の環境改善を目的に、建築基準法に基づき、土地や建物の所有者同士、又はそれらの所有者と建設業者などとの間で、建築物に関する基準（用途、敷地、形態・意匠など）について、建築基準法の制限よりも厳しい独自の基準をつくり協定として定め、それをお互いに守り合って地域に応じた住みよい住環境づくりや個性あるまちづくりをそこに住む皆さんが主体となって行うものです。



建築協定の活用イメージ(例)

#### ■建築協定の内容

- 土地の区域（建築協定区域）
- 建築物に関する基準（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準）
- 協定の有効期間
- 協定違反があった場合の措置

### (緑地協定)

都市緑地法に基づき、地域の皆さんが自分たちの住むまちを良好な環境としていくために話し合い、土地所有者などの全員の合意によって、緑地の保全または緑化に関する協定を締結するものです。



緑地協定の活用イメージ(例)

#### ■緑地協定の内容

- 土地の区域（緑地協定区域）
- 緑地の保全または緑化に関する事項のうち必要なもの（保全または植栽する樹木などの種類・場所、管理に関する事項、保全または設置する垣または柵の構造、緑地の保全または緑化に関する事項など）
- 協定の有効期間
- 協定違反があった場合の措置

### (景観協定)

景観法に基づき、景観計画区域内で地域の皆さんが自ら協定を結び、守る自主的なルールです。

自治体の許可が必要で、景観計画より細かく制限することができ、土地の所有者が変わっても、協定の内容は引き継がれます。

#### ■景観協定の内容

- 建築物の形態意匠
- 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備
- 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠
- 樹林地や草地等の保全又は緑化
- コモンスペース（共有部分）
- 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- 維持管理・運営
- その他良好な景観の形成

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

### 3. 構想の進行管理

#### 3-1 達成状況の把握

市域や区域がこのマスタープランで示す将来の姿に向かっているかを把握するため、以下の4つのテーマごとの確認により、進行管理を行います。

今後、上位計画における改訂などにより、指標の追加・見直しを図ることもあります。

- 【1】都市機能の適正な配置
- 【2】居住の適正な誘導
- 【3】移動環境の確保
- 【4】生活環境の向上や自然環境の保全

進行管理に当たっては、都市計画基礎調査などを活用した統計調査と、市民意識アンケート調査による満足度の2つの視点により、現状や課題の整理を行います。

(達成状況の把握項目 例)

テーマ	点検の視点	統計調査など	市民意識アンケート調査
【1】 都市機能の適正な配置	都市核ゾーン・地域核ゾーンへ都市機能が適正に誘導できているか	ゾーン内における小売店舗数、医療福祉施設数などの推移	●嗜好品などの買い物の利用状況 ●日用品の買い物や病院などの利用状況
【2】 居住の適正な誘導	適正な人口の誘導が図られているか	地域ごとの人口及び人口構成の推移	●住まいに対する意識
	適正な人口密度構成が保たれているか	D I D人口及び人口密度の推移	
	適正な住宅建設が誘導できているか	建築物の新築動向の推移	
【3】 移動環境の確保	公共交通で移動しやすくなっているか	基幹的な公共交通の乗降客数の推移	●公共交通の利便性への満足度
	自家用車で移動しやすくなっているか	交通量の推移	●車での移動における満足度
	歩きやすくなっているか	—	●歩道の歩きやすさの満足度
【4】 生活環境の向上 や 自然環境の保全	公園など憩いの環境が整備されているか	公園の整備率	●公園・緑地などの整備の満足度
	自然環境や農地が保全されているか	開発動向や農地転用動向の推移	●自然環境保全に対する満足度 ●良好な街並みなどの景観に対する満足度
	美しい自然景観が保全されているか	景観条例に基づく届出状況	
	街並みなど良好な景観が形成されているか		

#### 3-2 方針の見直し

このマスタープランは、中長期的に都市を展望した方針であるため、本市総合計画などの上位計画の変更又は、社会情勢や地域におけるまちづくり環境の変化などによって、新たな対応が生じた場合は、方針の見直しを行っていきます。

## 参考資料

---

- 策定審議会条例
- 策定審議会委員名簿
- 策定体制・策定経緯
- 策定審議会の概要
- まちづくりワークショップの概要
- まちづくり高校生ワークショップの概要
- 用語解説

## 策定審議会条例

### ○天草市都市計画マスタープラン策定審議会条例

平成24年3月29日

条例第16号

#### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を定めるため、天草市都市計画マスタープラン策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランについて必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による答申の日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

#### (意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

#### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



## 策定審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	策定審議会役職
学 識 経 験 者	井 田 貴 志	公立大学法人 熊本県立大学 (公共経済分野)	会 長
	田 中 尚 人	国立大学法人 熊本大学 (都市計画分野)	
団 体 代 表 関 係 行 政 機 関 市 民 代 表	原 田 明 典	牛深まちづくり協議会	副会長
	田 中 大 地	本渡まちづくり協議会	
	松 田 正 邦	天草市老人クラブ連合会	
	前 田 宗 儀	天草文化協会	
	池 田 正 三 郎	経済団体・本渡商工会議所	
	田 中 耕 太 郎	経済団体・牛深商工会議所	
	濱 崎 逸 志	あまくさ農業協同組合	
	白 倉 宗 則	天草漁業協同組合	
	橋 口 良 一	天草地域森林組合	
	浦 田 利 美	熊本県建築士会牛深支部	
	蓮 池 美 智 代	(福)天草市社会福祉協議会	
	堀 内 江 利 子	天草市PTA連絡協議会	
	森 田 泰 司	天草広域連合消防本部	
	古 川 雄 一	(社)天草宝島観光協会	
武 田 昌 代	女性団体代表・牛深地区		
片 岡 立 子	女性団体代表・本渡地区		

※所属は委員委嘱当時のもの

※敬称略

第1章

第2章

第3章

第4章

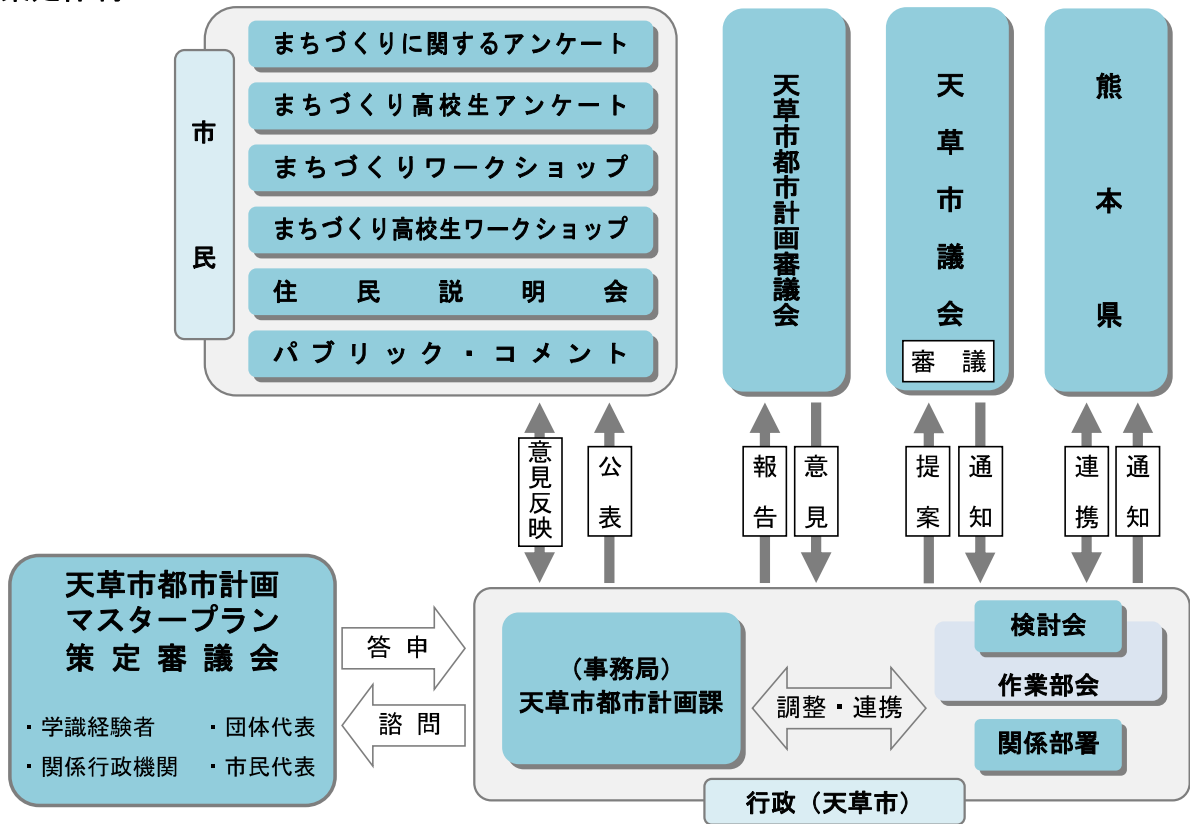
第5章

第6章

参考資料

## 策定体制・策定経緯

### 〈策定体制〉



### 〈策定経緯〉

	都市計画審議会	策定審議会	市民	高校生
平成 22 年 11 月			まちづくりに関するアンケート	
平成 24 年 8 月	○	第 1 回	第 1 回ワークショップ	
10 月	○		第 2 回ワークショップ	まちづくり高校生アンケート
11 月		第 2 回		
平成 25 年 1 月			第 3 回ワークショップ	
2 月	○	第 3 回		
4 月			第 4 回ワークショップ	
5 月				第 1 回ワークショップ
6 月				第 2 回ワークショップ
7 月	○	第 4 回	第 5 回ワークショップ	
8 月		第 5 回		
9 月	○	第 6 回		
12 月		第 7 回		
平成 26 年 1 月			住民説明会 パブリック・コメント(1/15～2/14)	
2 月				
3 月	○	第 8 回・答申	第 6 回ワークショップ	

## 策定審議会の概要

	日時／場所	議題
平成24年度	●第1回 8月8日／13:30～15:30 天草市役所本庁2階庁議室	◆委嘱状交付 ◆市長あいさつ ◆会長・副会長選出 ○審議会の運営規定 ○都市計画マスタープランの概要 ○天草市の現状と課題
	●第2回 11月9日／13:30～15:30 天草市役所本庁2階庁議室	○経過報告 ○都市づくり・地域づくりの主要課題 ○都市計画マスタープランの構想 ○都市づくりの目標
	●第3回 2月15日／13:30～15:30 天草市役所本庁2階庁議室	○策定スケジュールと都市マスの構成 ○経過報告 ・まちづくりワークショップ、まちづくり高校生アンケート結果の概要 ○都市づくりの基本目標 ・都市づくりの基本目標 ・将来の都市構造 ・市域における都市づくりの基本方向
平成25年度	●第4回 7月23日／13:30～15:30 天草市役所本庁2階庁議室	○都市マスの構成と策定スケジュール ○経過報告 ・まちづくり高校生アンケート結果の報告 ・まちづくりワークショップ、まちづくり高校生ワークショップ ○天草市都市計画マスタープラン（素案） ・第1章 天草市都市計画マスタープラン ・第2章 本市の特性と都市づくりの課題 ・第3章 全体構想
	●第5回 8月26日／13:30～16:10 天草市役所本庁2階庁議室	○経過報告 ・まちづくりワークショップ ○天草市都市計画マスタープラン（素案） ・第3章 全体構想 ・第4章 区域別構想（本渡）
	●第6回 9月27日／13:00～16:30 天草市役所本庁2階庁議室	○天草市都市計画マスタープラン（素案） ・第4章 区域別構想（牛深） ・第5章 地域別構想 ・第6章 推進方策 ・参考資料
	●第7回 12月24日／13:30～15:30 天草市役所本庁2階庁議室	○天草市都市計画マスタープラン（素案） ・第1章 天草市都市計画マスタープラン ・第2章 本市の特性と都市づくりの課題 ・第3章 全体構想 ・第4章 区域別構想 ・第5章 地域別構想 ・第6章 推進方策 ・参考資料 ○策定スケジュール
	●第8回 3月3日／13:30～15:15 天草コミュニティ防災センター	○パブリック・コメントの意見と対応 ○天草市都市計画マスタープラン（案） ○答申内容の確認

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

## まちづくりワークショップの概要

市民のまちづくりに対する具体的な意見をこのマスタープランに生かすことを目的に、平成 24～25 年度の 2 か年にわたり、本渡地区、牛深地区の 2 か所で計 12 回開催しました。

地域の良い点・悪い点、将来像や取組みアイデアなど、まちづくりに関する多くの意見を出していただきました。

### <参加者の募集方法>

公募と各まちづくり振興会に依頼して参加者を募りました。

### <開催の概要>

	開催テーマ	日時／場所	開催方法・討議項目
平成 24 年度	●第 1 回 都市計画と都市計画マスタープラン、まちづくりワークショップについて	8 月 29 日／19:00～20:30 天草信用金庫本店 5 階会議室 8 月 30 日／19:00～20:30 牛深支所 2 階会議室	・都市計画や都市計画マスタープランについて説明を行いました。 ・地域の良いところ、問題点、これからの地域づくりで大切なことについて確認しました。
	●第 2 回 地域の良いところ・悪いところと課題を語ろう！	10 月 4 日／19:00～21:00 牛深支所 2 階会議室 10 月 5 日／19:00～21:00 天草市民センター 2 階大会議室	・日頃感じている地域の良い点や悪い点について話し合い、場所を図上で確認しながら、特性・課題マップを作成しました。
	●第 3 回 天草市が目指すべきまちづくりの方向性について語ろう！	1 月 17 日／19:00～21:00 牛深支所 2 階会議室 1 月 18 日／19:00～21:00 天草市民センター 2 階大会議室	・良い点を伸ばし悪い点を克服するアイデアを出し合い、地域の魅力を高めるために目指したいことを話し合い、取組みのねらいや目標（キャッチフレーズ）を考えました。
平成 25 年度	●第 4 回 地域の将来像を検討しよう！	4 月 25 日／19:00～21:00 天草市民センター 2 階大会議室 4 月 26 日／19:00～21:00 牛深支所 2 階会議室	・地図を使って、第 3 回で提案された意見（取組み）をどのあたりで行えばよいか考え、その場所の将来像マップを作成しました。
	●第 5 回 将来像を実現するための施策アイデアを語ろう！	7 月 30 日／19:00～21:00 牛深支所 2 階会議室 7 月 31 日／19:00～21:00 天草市民センター 2 階大会議室	・第 4 回の将来像を実現するために、特に重要な取組みは何かを選び、その取組みを進めるにあたって地域や私たちでできること、行政が支援すべきことを話し合い、まとめました。
	●第 6 回 身近なことから始めるまちづくりについて語ろう！	3 月 12 日／19:00～21:00 牛深支所 2 階会議室 3 月 13 日／19:00～21:00 天草市民センター 2 階大会議室	・第 5 回で提案された、地域や私たちでできることを取組む上で必要なことや問題点、それを克服するためにすべきことについて、自由に話し合いました。

各回の成果は、天草まちづくり・かわら版を発行し、市役所・支所などの主要公共施設に掲示し、周知を図りました。

### <参加者数>

163 名の市民の方に参加していただきました。

〈各回作業の様子〉

●第1回／都市計画と都市計画マスタープラン・まちづくりワークショップについて

【本渡地区】



【牛深地区】



●第2回／地域の良いところ・悪いところと課題を語ろう！

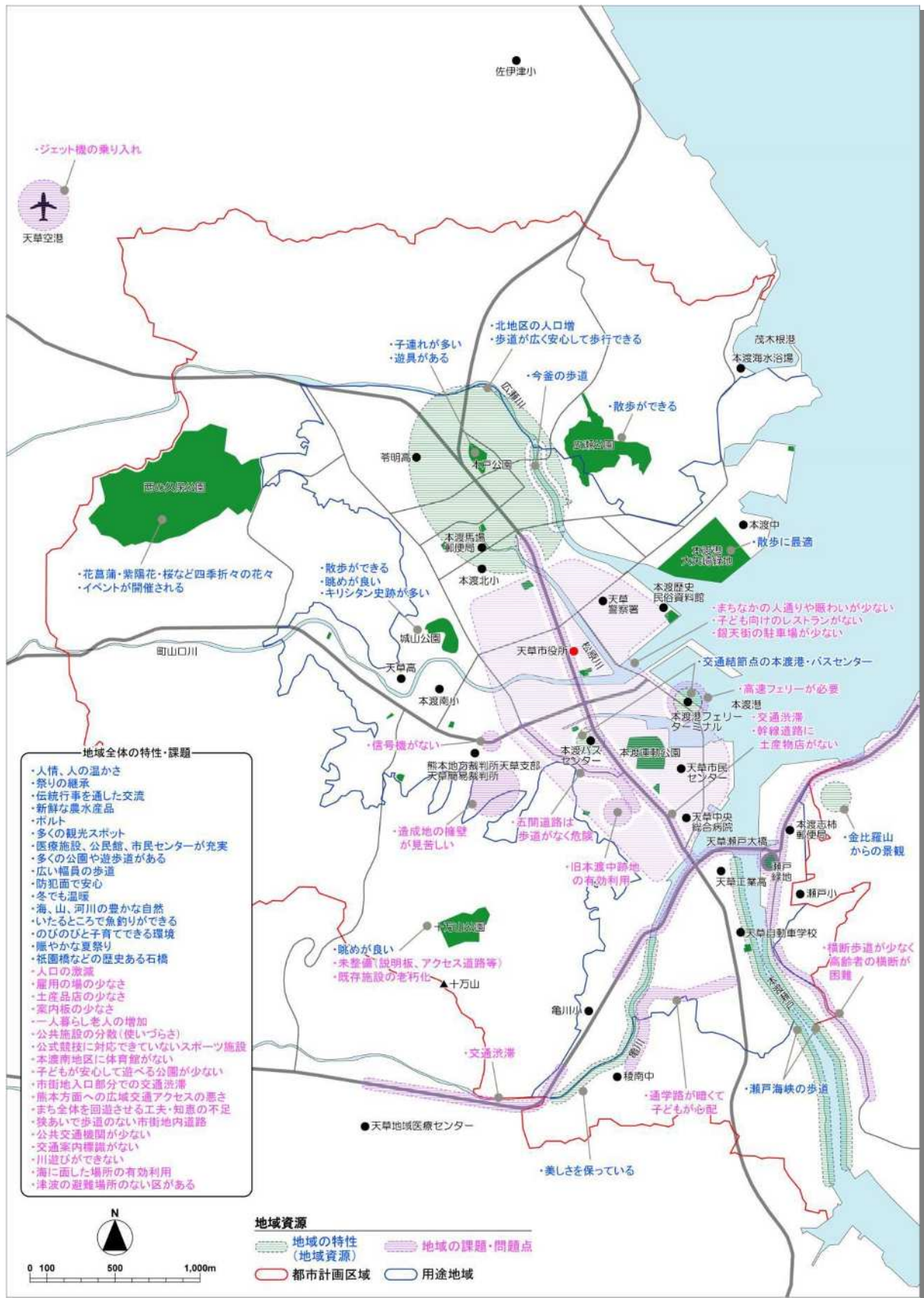
【本渡地区】



【牛深地区】

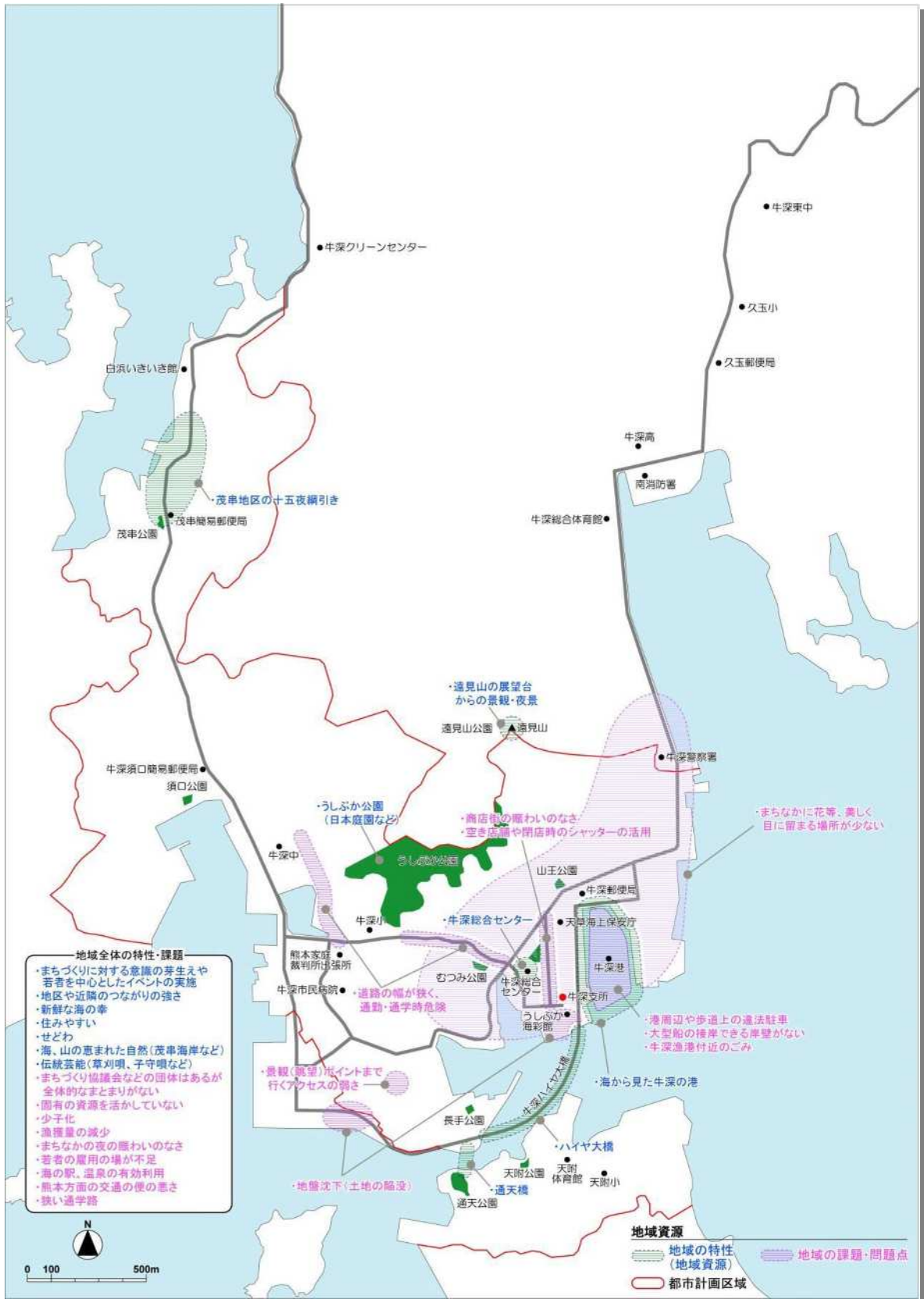


■本渡地区の成果（特性・課題マップ）



※各班の成果を1つにまとめたもの。

■牛深地区の成果（特性・課題マップ）



※各班の成果を1つにまとめたもの。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

●第3回／天草市が目指すべきまちづくりの方向性について語ろう！

【本渡地区】



■作業成果（レッドキャベジ班）

【牛深地区】



■作業成果（ガラコチ班）

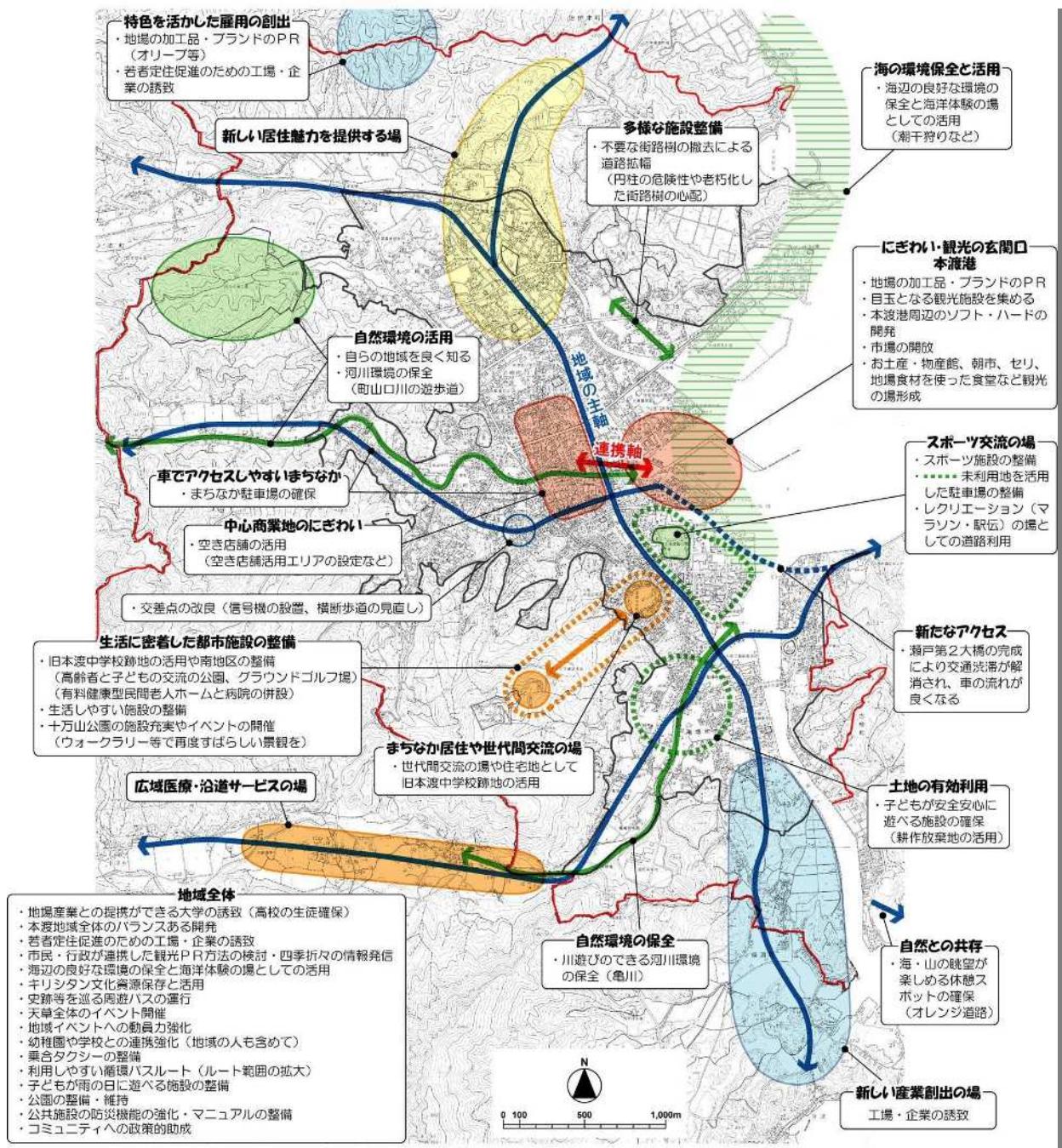


●第4回／地域の将来像を検討しよう！

【本渡地区】



■将来像マップ

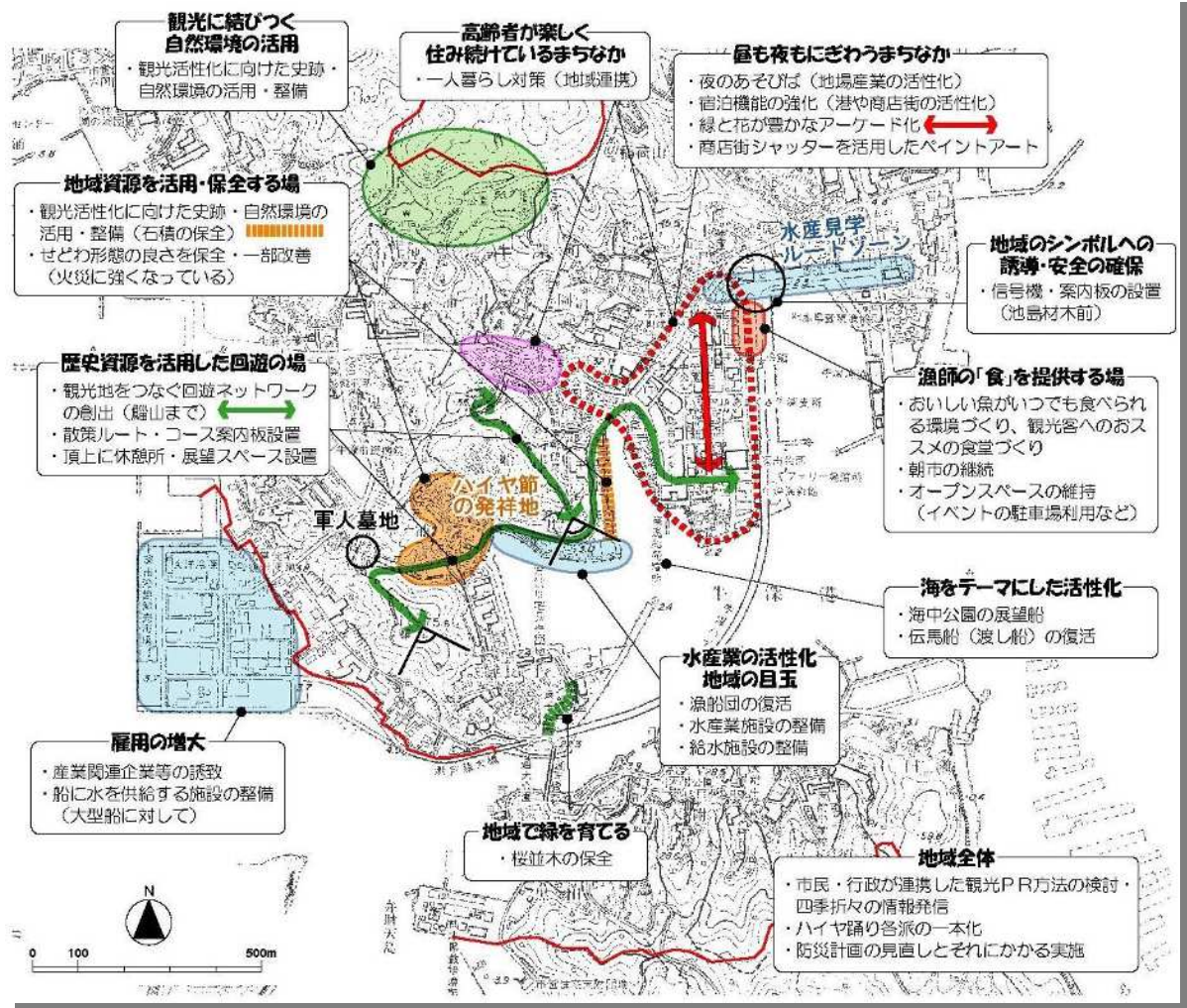


※各班の成果を1つにまとめたもの。

【牛深地区】



■将来像マップ



※各班の成果を1つにまとめたもの。

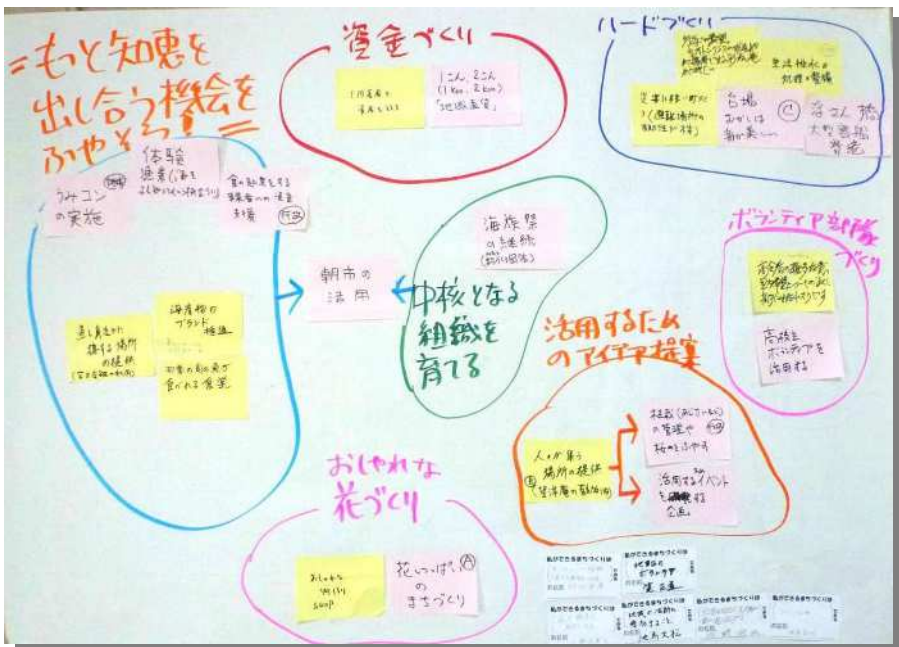
●第5回／将来像を実現するための施策アイデアを語ろう！

【本渡地区】



■作業成果（本渡南班）

【牛深地区】



■作業成果

第1章

第2章

第3章

第4章

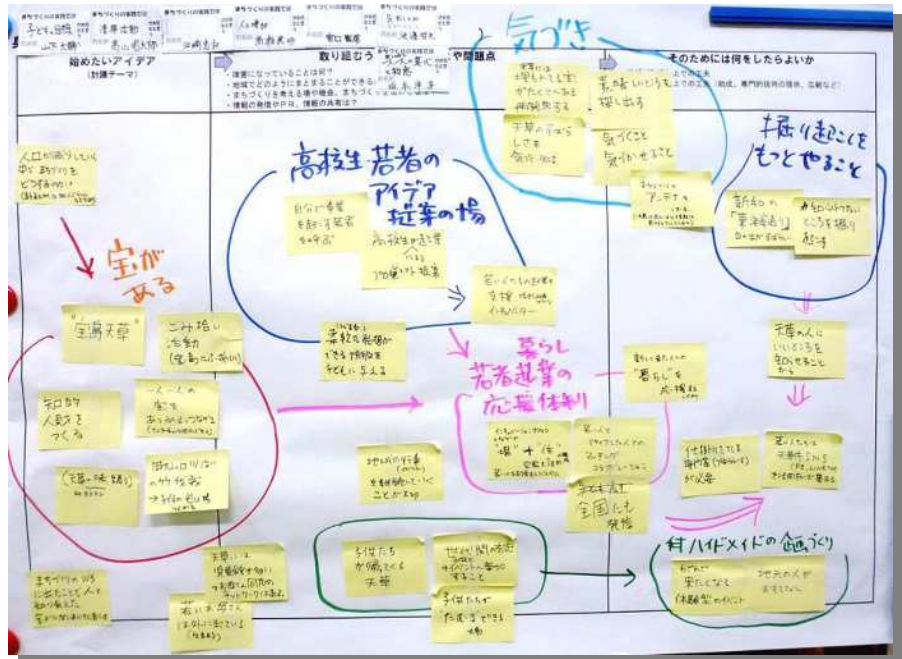
第5章

第6章

参考資料

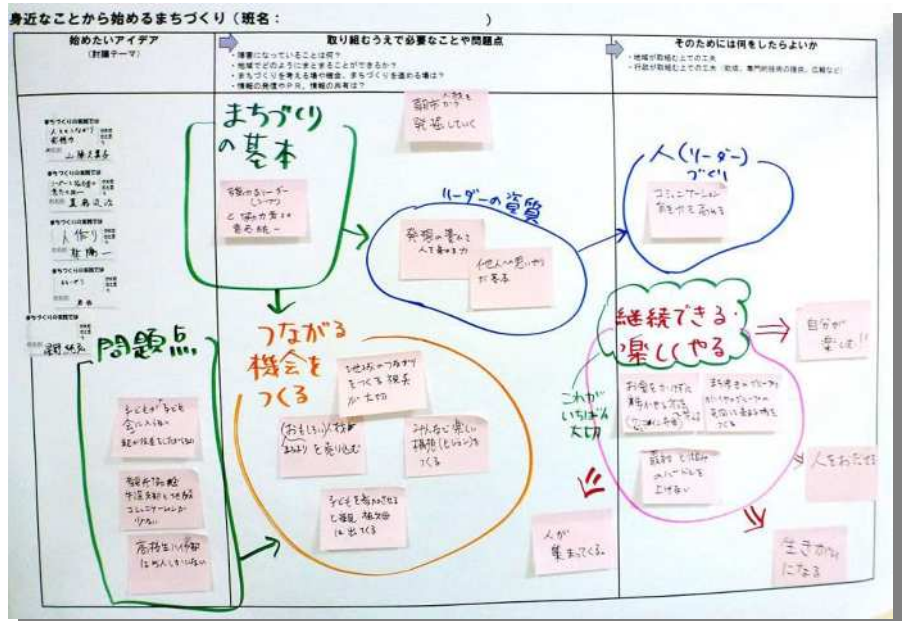
●第6回／身近なことから始めるまちづくりについて語ろう！

【本渡地区】



■作業成果

【牛深地区】



■作業成果

## まちづくり高校生ワークショップの概要

天草市の将来を担う高校生の意見やアイデアをよりきめ細かに、具体的に聞く場として、また、地域のまちづくりを学び合う場として、まちづくり高校生ワークショップを本渡地区、牛深地区の2か所で計4回開催しました。

### 〈参加高校〉

本渡地区：天草高校、天草工業高校、苓明高校  
牛深地区：牛深高校

### 〈開催の概要〉

	開催テーマ	日時／場所	開催方法・討議項目
平成25年度	●第1回 若者が働き、住み続けられるまちづくりを考えよう！	5月18日／9:00～11:00 牛深支所2階会議室 5月18日／14:00～16:00 天草市民センター2階大会議室	・高校生アンケートの結果や、まちづくりワークショップの特性・課題図を参考に、どこでどんなことができる場であったらよいか、どんな場になってほしいかを考え、各班で将来像マップを作成しました。
	●第2回 まちづくりに取り組む方法やきっかけを考えよう！	6月8日／9:00～11:00 牛深支所2階会議室 6月22日／14:00～16:00 天草市民センター2階大会議室	・第1回の将来像マップを参考に、特に重要な取組みを選びました。その取組みをテーマに、地域が主体となった取組みは何か、行政はどのような支援が必要か、各班で意見を出し合い、まとめました。

各回の成果は、まちづくり高校生ワークショップかわら版を発行し、学校に報告しました。また、市役所・支所などの主要公共施設に掲示し、周知を図りました。

### 〈参加者数〉

153名の高校生の方に参加していただきました。

### 〈参加者の感想〉

#### 【本渡地区】

- ・ 普段なじみのない他校の高校生が集まり、意見が聞けて良かった。ボランティアやまちづくりに対して真剣さがあってとても共感した。
- ・ ワークショップに参加して、まちづくりでは人がつながり、活動することが重要だと思った。
- ・ 別々の高校が集まり色々な意見が出たが、地域のつながりを大切にしたいという思いは共通のもので、それを確認する場を持てて良かった。
- ・ 今回ワークショップに参加して、3校合同のボランティア活動のチーム立ち上げ等の意見が出るなど、参加者の意識が高いことに驚いた。自分自身も他校の参加者に負けないよう、シャッター商店街の活用など地元の活性化に貢献するようがんばっていきたい。
- ・ ボランティアやサーフィンなど、若い力で地域を盛り上げて行こうとする意見にとても元気づけられた。私も賛成したいし、協力したい。自分も吹奏楽など、得意分野を生かして地域に貢献できるようなものを探していきたい。
- ・ 別々の高校が集まり意見を交換できる場を持てて良かった。

※各班代表者の感想

**【牛深地区】**

- 高校でこういうワークショップのような体験はあまりないので、良かったです。もう1回あっても良いかなと思っています。
- こうしたまちづくりの話し合いは普段はしにくいので、新鮮で面白かったです。
- こうした体験をさせてもらってありがとうございました。牛深がこれから、もっと盛り上がっていければ良いなと思いました。
- 今回、参加して面白かったです。今後、牛深が発展して良いまちになればなと思います。
- 私は牛深のことについて普段考えたことがなかったので、こうした話し合いに参加できて良かったです。牛深をもっと盛り上げていかなきゃいけないなと思いました。
- この話し合いに参加して、もっと牛深のことを深く知りたいと思いました。
- 良いところ、悪いところが話し合えて、とても良かったです。これからは若い人たちの力が重要になるんだと感じました。
- ここに参加できて良かったです。地元のことについて話す機会があまりなかったので、ここに参加してちゃんと考えられたのが良かったです。ありがとうございました。
- 2回のワークショップで牛深について真剣に考えられたことが、とても新鮮で良かったと思います。また、こういう機会があれば参加したいし、繋げていきたいなと思いました。
- 私は参加して初めて、自分の住んでいる牛深のことについて深く考えることができた。これから、自分たちの意見でまちが変わっていけば良いなと思います。
- ワorkshopに参加して、貴重な体験ができて良かったです。みんなと一緒に牛深のことを話し合えたことが良かったです。ありがとうございました。
- 今回のワークショップでは、牛深の良い点や悪い点の意見が結構同じだった。そこをみんなです話合ったことが良かったし、今後の牛深の発展にちょっと貢献できたことも嬉しかったです。
- 最初は「都市計画」というのは難しそうだし、会場に大人の人達がたくさんいて緊張しました。でも話し合いを始めてみると、問題視していることが同じだったりして、話し合いが盛り上がり、貴重な体験ができました。ありがとうございました。
- 2回のワークショップに参加して、本当に良かったです。この場で話合ったことが、20年後の牛深でどう生かされているのか期待したいです。また、これから、若い人がどう牛深を盛り上げていくのか、とても楽しみにになりました。

※参加者全員の感想

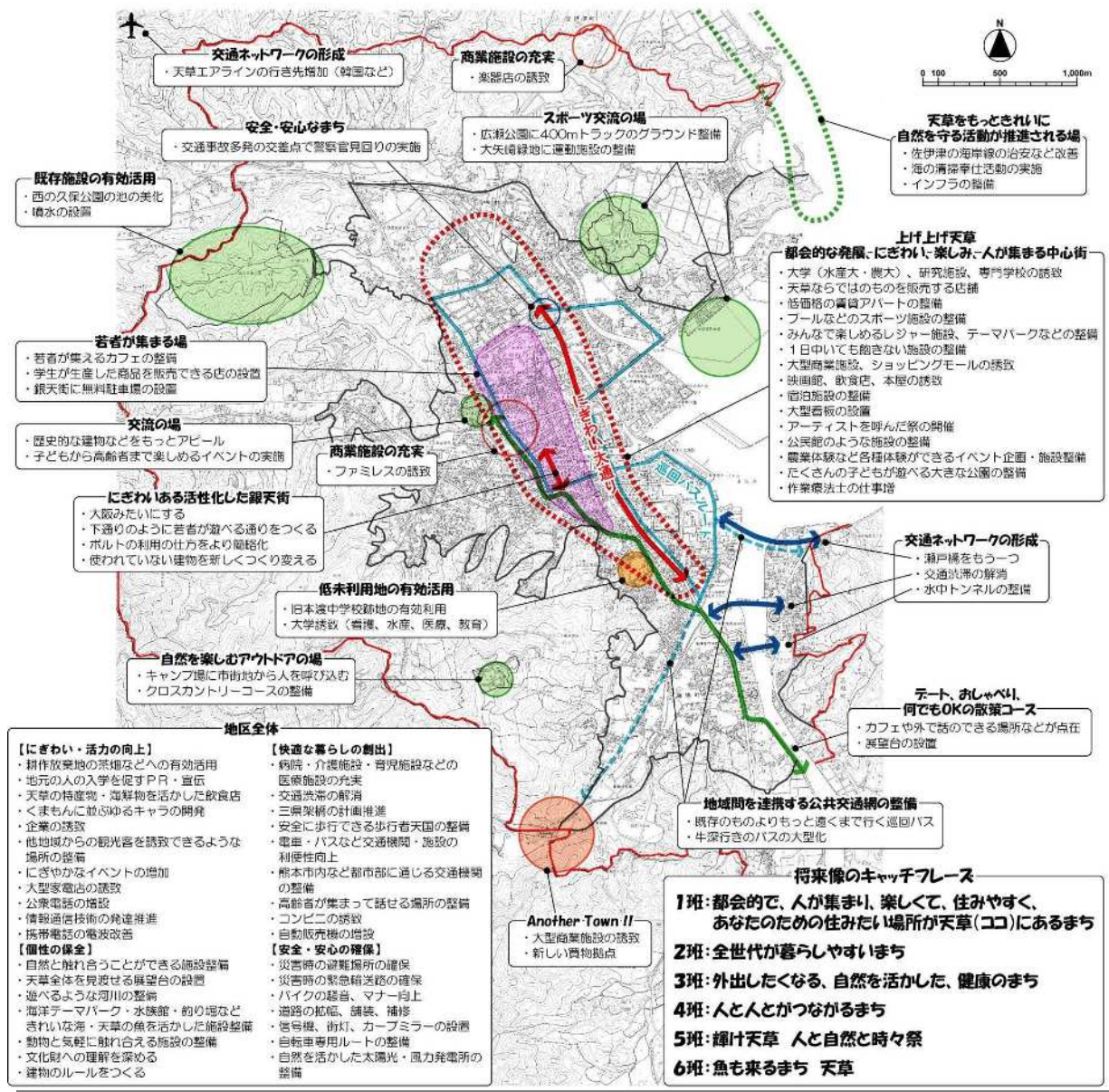
<各回作業の様子>

●第1回／若者が働き、住み続けられるまちづくりを考えよう！

【本渡地区】



■将来像マップ



※各班の成果を1つにまとめたもの。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

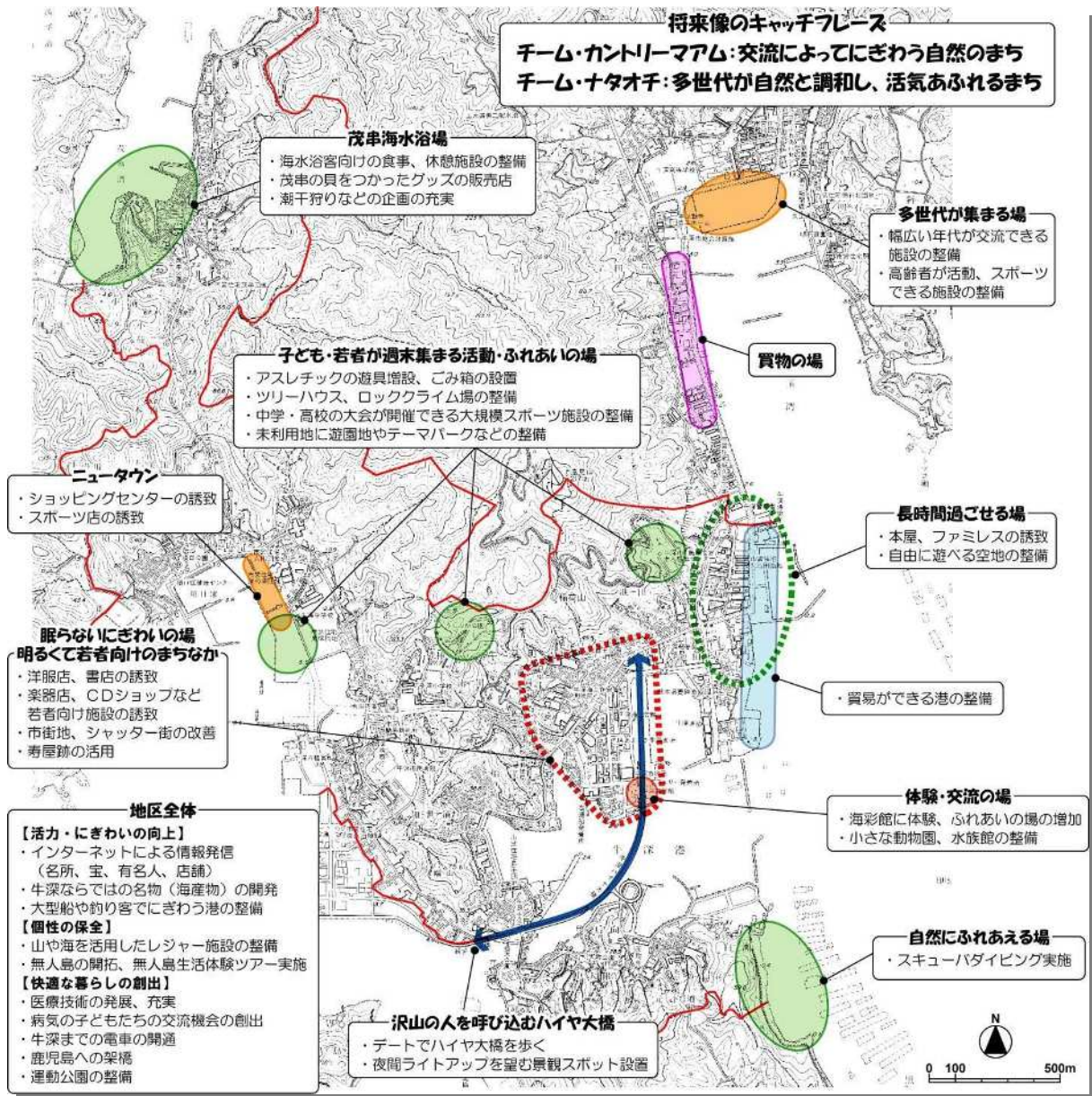
第6章

参考資料

【牛深地区】



■ 将来像マップ



※各班の成果を1つにまとめたもの。

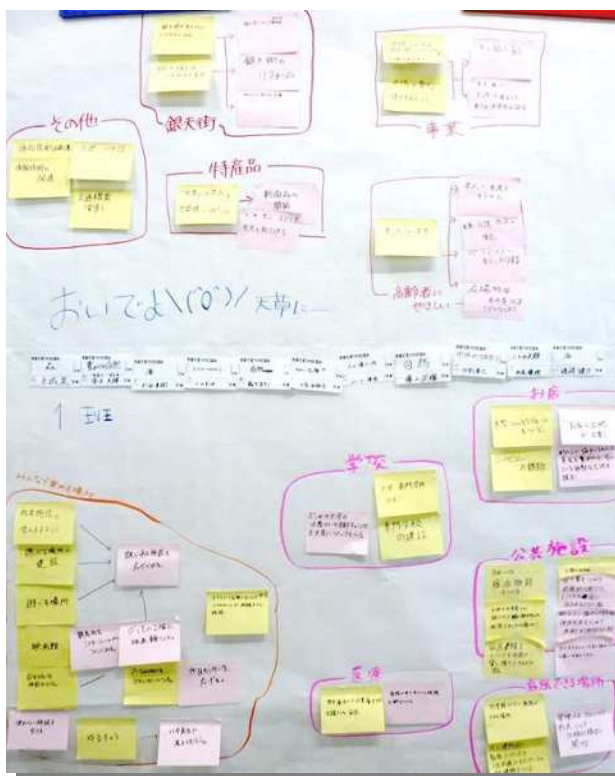


●第2回／まちづくりに取組む方法やきっかけを考えよう！

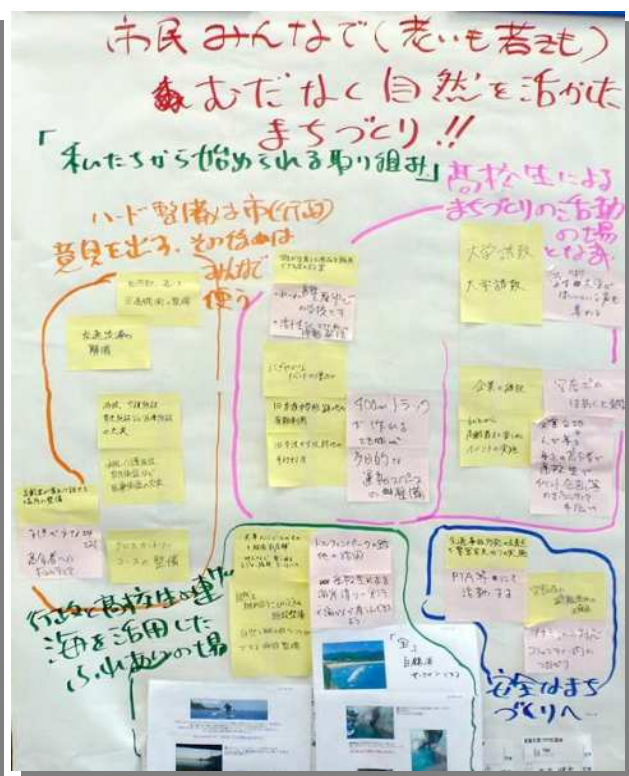
【本渡地区】



■作業成果



1班

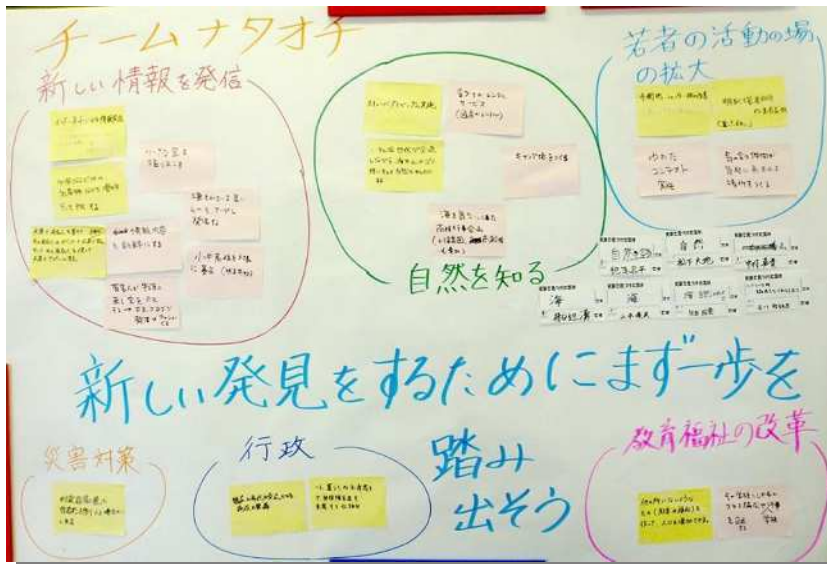


3班

【牛深地区】



■作業成果



チーム：ナタオチ



チーム：カントリーマアム

## 用語解説

## あ

## アクセス

目的地までの道路や交通手段。

## アプローチ

建物・施設への導入路。

## 海の駅

いつでも、誰でも、気軽に、安心して楽しみ、憩うことのできる施設（トイレ、案内所、係留施設）で、国土交通省により登録された陸と海のどちらからでも立ち寄れる場所。

## NPO

社会貢献活動や慈善活動などを行う民間の非営利団体。

## 沿道施設

道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所や給油所等の建築物。

## 屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出・表示されたものやこれらに類するもの。営利的な目的の有無は問わない。

## オープンカフェ

店舗スペースの一部を屋外形式にして、開放的な雰囲気の中でコーヒーや食事が楽しめるようにつくられた喫茶店またはレストラン。

## 温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される熱を吸収し、再び地表に戻すことによって地球の温度を保つ効果のあるガス。

## か

## 街区

市街地で、道路で囲まれた一区画。

## 回遊

あちこちを遊覧して回ること。

## 街路事業

都市計画法第 11 条第 1 項に規定する道路で、都市計画決定された都市計画道路を整備する際に用いる国土交通省所管の事業。

## (仮称)第二天草瀬戸大橋

市内の志柿町と港町をつなぐ約 1.3 km の区間。地域高規格道路「熊本天草幹線道路」約 70km のうち、県が整備する「本渡道路（約 4 km）」に含まれる。

## 合併処理浄化槽

し尿と生活排水処理（台所や風呂等の排水）を合わせて処理する浄化槽。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理するもの。

## 環境基本計画

市民、事業者、行政など社会の構成員すべての参画と協働のもと、環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となる計画。

## 環境負荷

地球環境や生態系に与える負の影響。例えば、二酸化炭素の増加による温暖化現象。大気汚染など。

## 緩衝緑地

自動車の通行や工場の操業などにより発生する騒音、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、背後地の環境を保全するために道路や工場等の施設に沿って配置された緑地。

## 基盤整備

学校、病院、道路、港湾、工業用地、公営住宅、橋梁、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など都市生活を営む上で基盤となる施設を整備すること。

## 共同・協調建替え

共同建替えは、複数の地権者等（土地所有者、借地権者、建物所有者等）が共同して複数の敷地を統合し 1 つの建物に建替えること。

協調建替えは、隣接する複数の敷地で建物は個々に建築するが、その際に壁面や通路の位置、外壁の色・形状等の意匠・形態等に何らかの統一性を持たせる建替えのこと。

## 業務

このマスタープランでは、都市計画基礎調査の業務施設（銀行、会社、事務所、事務所附属倉庫）を指す。

## 漁港

天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体で、漁港法に基づき指定されたもの。

## 居住環境

居住に影響を及ぼす安全性、利便性、快適性など自然・社会的な要因によって形成される環境。

## 具体の都市計画

土地の使い方・建物用途などの規制や道路・公園などを計画する際に、都市計画審議会の議を経て決定された都市計画。

### 熊本天草幹線道路

熊本市を起点とし天草市に至る延長70kmの地域高規格道路。1994（平成6）年12月16日計画路線に指定された。

### グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。基本的には大規模開発は行わず、その地域の普段のありのままの状態を地域資源と捉え、そこでの滞在や作業体験、交流などに価値や魅力を見出していくもの。

### 景観計画

平成16年に施行された景観法に基づき景観行政団体が定める、良好な景観の形成に関する計画。本市も平成20年に県の同意を経て景観行政団体となり、「天草市景観計画」を定めている。

### 建築基準法

国民の生命・健康・財産の保護、公共の福祉の増進を目的に建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた、建築活動を規定する最も基本的な法律。

### 建築協定

住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度で、敷地や建築物に関して、きめ細やかなルールを定めるもの。協定の締結には、市長の認可が必要となる。

### 公園（街区・近隣・地区・総合・運動・風致）

公衆の屋外での憩い、遊戯、運動その他レクリエーション利用や災害時の避難等に活用される公共空地。

都市公園法に基づき地方公共団体が設置する都市公園は、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、特殊公園（風致公園、歴史公園等）などに区分される。

### 公共下水道

都市の健全な発達、公衆衛生の向上、川や海などの公共用水域の水質の保全を目的として、市街地における下水（雨水又は汚水）を排除し、処理するために地方公共団体が管理する施設。

### 公共公益施設

道路・公園・下水道など公衆の利用を目的として整備された公共施設と教育・官公庁・医療などの生活のために必要な公益施設を合わせた呼称。

### 公共交通連携計画

地域公共交通の活性化・再生を総合的かつ一体的に推進するため、本市が関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者等で構成する協議会での協議を経て、定める計画。

### 耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

### 交通結節

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われること。

### 交通不便地域

駅やバス停から一定の距離を越えた地域公共交通のない地域。

### 公聴会

国または地方公共団体などの機関が一般に影響の大きい重要な事項を決定する際に、利害関係者・学識経験者などから意見を聴く会。

### 小売吸引力

店舗や商店街、共同店舗、ショッピングセンター等の商業集積が周辺の購買力をどれだけ吸引できるかを示す指標。

### 港湾

船を安全に出入り、停泊させ人や貨物などの水陸輸送の転換を行う機能をもつ沿岸域の空間。港湾法の適用を受ける港を指し、漁港法の適用を受ける漁港とは区別される。

### 国土利用計画

総合的、長期的な観点に立ち、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、国土の均衡ある発展を図ることを目的として策定される土地利用の基本方向を示す計画。全国計画、都道府県計画、市町村計画がある。

### コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

### コミュニティサイクル

街の一定範囲内で、至るところに設置してある自転車を好きな場所で借りたり、返却することができるシステム。レンタサイクルの形態のひとつ。

### コンパクト

無秩序に拡大していないまとまりのあること。

### コンベンション

集会、博覧会や見本市などの大規模な催しのこと。コンベンション機能という場合はこれらの催しを開催する会場となる施設等をいう。

## さ

## 災害関連情報システム

災害発生時等において、市民に対し、被害の状況や避難に関する情報等の災害に関する情報を迅速に提供するためのシステム。

## 再生可能エネルギー

自然環境の中で何度も繰り返し起きている現象の中から取り出すエネルギーのこと。太陽光や風力、水力、地熱などを利用するものがある。

## 三県架橋

島原・天草・長島架橋。長崎県島原半島～熊本県天草（早崎瀬戸）と熊本県天草～鹿児島県長島（長島海峡）を2つの長大橋で結び、九州西岸地域を一体化する構想。

## 市街地開発

一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ること。土地区画整理も市街地開発に含まれる。

## 敷地整序型

一定の基盤整備がなされている既成市街地内で、空き地や駐車場などの小規模かつ不整形で散在した低・未利用地を含んだ少数の敷地を対象として、土地の集約・入替えを行なうことにより敷地の整序を図る小規模な土地区画整理事業。

## 自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神に基づき、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織。

## 自然公園

自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の総称。

## 市民公益活動

市民の自発的な意思に基づき、かつ広く市民生活の向上を目的とした非営利で公益的な活動。

## 斜面緑地

台地、丘陵などの斜面の緑地。都市の貴重な自然となるとともに、斜面の崩壊防止など様々な機能を担う。

## 住宅マスタープラン

住民に密着した行政を担う地方公共団体が、地域における住宅施策を具現化し、総合的に展開するために策定する計画。

## 修復型

区画整理のように白紙からまちをつくり直すのではなく、基本的なまちの構造は変えず、環境や防災など可能なところから少しずつ改善を重ね良好なまちを作り上げていく手法。

## 集約型都市

少子高齢化社会の到来、環境負荷の高まり、中心市街地の衰退、都市財政の圧迫などが顕著化されつつある社会に対応するため、都市機能・生活機能の集積の受け皿となる中心市街地、生活拠点の形成を図り、拠点間及び生活圏内のその他の地域を公共交通ネットワークなどにより連携させることで、産業、生活、環境の持続を図る都市構造。

## 集落排水施設

農業・漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、または雨水を処理する施設。

## 循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、資源の再使用・再生利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会。

## 準用河川

河川法が適用されない河川のうち、区市町村長が特に指定したもの。指定河川は、二級河川に関する規定が準用される。

## 商業

小売・卸売、飲食、宿泊。

## 親水性

水や川へのふれやすさ、親しみやすさ。

## シンボルオアシスルート

歩行者や自転車がまちなかを回遊する際に憩いや安らぎを与える象徴的な経路。

## 生活排水処理施設整備構想

公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な構想。

## 製造品出荷額等

1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額並びにその他の収入額の合計で、消費税等の内国消費税額を含んだ額。

## セーフティネット

社会や地域に対して安全や安心を提供するための仕組み。

## 接道

土地が道路に接していること。

## せどわ

密集した集落の中に、這うようにつくられた生活道。道路幅が1m程度と極端に狭いのが特徴である。漢字で「背戸輪」とも表記される。

## SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。日記やメッセージなどを通じて人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。

## 総合計画

天草市が今後目指すべき将来像と、将来像を達成するためのまちづくりの目標と取組みを総合的に示すもの。本市の行財政運営に関する計画の最上位に位置づけられ、各種の分野別計画の基本となる。

## ゾーン

都市計画においては、土地の合理的かつ効率的な利用が図られるように自然環境などを考慮して、区分したまとまり。

## ソフト

サービスなどの役務（形として残らない物）を提供する施策。道路や公園といった都市施設など物理的な整備（ハード）によらないもの。

## た

### 宅地開発

建築物の建築用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと。

### タブレット端末

ほとんどの操作を液晶画面に指を触れて操作する持ち運びが便利なコンピュータ製品。

### 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽。生活排水処理（台所や風呂等の排水）は処理されない。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理するもの。

### 地域高規格道路

高規格幹線道路（高速道路）と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交通拠点との連結等に資する路線。国土交通省が路線の指定を行う。

### 地域地区

都市計画法に基づく都市計画のひとつ。都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことによって、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用の実現を目的に定めるもの。

## 地区計画

都市計画法に基づく都市計画のひとつ。ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の特性にふさわしい良好な環境整備、保全を図ることを目的によりきめ細かい規制を行う制度。地区・街区レベルの都市計画。

## 地方分権

住民に身近な行政はできるだけ住民に近い地方が行うことができるように行政の仕組みを変えていこうとする考え方。

## 長寿命化計画

公共施設の資産の管理にあたり、トータルコストの縮減を図りつつ施設の安全性・信頼性を確保するため、定期点検による施設状況の把握や予防的な修繕、計画的な更新など適切な維持管理を行うための計画。

## ツイッター

今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような140字以内の短い文章にして投稿するスタイルのブログサービスの一つ。

## DID

国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5千人以上となる地域。

## 低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。

## 低・未利用地

本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地。

## デザインガイドライン

指標・指針。色や形などデザインに関し、一定のルール・マナーを定め、統一化を図る指針のこと。

## 出前講座

地方公共団体等の職員が講師となり、受講（学習）者のもとへ赴き、所掌事務等に関する内容等の講義を行うもの。

## 特定用途制限地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。非線引き白地地域において良好な環境の形成又は保持を図る観点から特定の用途の建築物その他の工作物の立地のみを規制する制度。

## 特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。用途地域を補完するもので、特別の目的から特定の用途の利便性の増進又は、環境の保護等を行うことを目的に定める。

## 都市化社会

経済社会が急速に発展していく過程において、産業や人口が都市に集中したことにより、都市基盤の整備や市街地の拡大など都市化が急速に進展した社会。

## 都市型社会

経済・社会が成熟し、人口のピークも超え、産業、文化等の活動が都市を共有の場として展開する社会。

## 都市機能

商業・業務、教育・文化、医療・福祉、情報、行政など都市が受け持つ各種のサービス機能。

## 都市基盤

道路・鉄道・駐車場などの交通施設、上下水道・電気・ガスなどの供給・処理施設、学校・図書館などの教育文化施設等の都市的な生活を支える公共公益施設。

## 都市計画基礎調査

都市計画を適切に策定し、実現することを目的に、概ね5年ごとに都市計画区域における人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量などについて、現況を調査し、都市の動向を把握する調査。

## 都市計画区域・都市計画区域外

都道府県が、自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定した区域を都市計画区域という。都市計画法に基づく、各種の都市計画を定める区域。また、都市計画区域の指定がない地域を都市計画区域外という。

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域ごとに定めるもので、都市計画の目標や、具体の都市計画決定の方針について定める。都市計画区域マスタープランともいう。

## 都市計画事業

国土交通大臣又は都道府県知事の認可、承認を得て実施される道路、公園などの都市施設や土地区画整理事業などの市街地開発に関する事業。

## 都市計画制限（都市計画規制）

合理的な土地利用の実現や将来の都市計画事業の円滑な実施を担保することを目的に、関係法令に基づいて財産権に対し一般的に加えられた内在的制約で、補償は要されないものとされている。主なものは、建築行為や開発行為などを行う際に適用される規制や制限がある。なお、都市計画区域外で行われる行為に対しても適用される場合もある。

## 都市計画提案制度

土地の所有者やまちづくり NPO 法人等が一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案できる制度。ただし、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市開発方針等」は、都市計画の提案の指針となるべきものであるため、提案制度の対象とされていない。

## 都市景観

都市の風景、景色のこと。建築物などの人工的な構造物、農地や山林などの自然、歴史や文化などの地域資源、市民の暮らしなどの生活環境などで形成された景観を表す。

## 都市構造

都市の空間的な姿。

## 都市災害

人口や施設が集中している都市部における都市固有の被害がおよぶ災害。

## 都市施設

道路などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道などの供給・処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院等、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地など。

## 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地で、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更を行う事業。

## 土地利用規制

関係法令に基づいて土地利用方法、建築物の目的・構造などに制限を加えること。

## な

### 内水排除

堤内地の湛水や堤内河川の水を堤外地へ排除すること。洪水時の周辺河川の水を取り込み、排水機場のポンプにより河川に排水(内水排除)し、周辺地域の内水被害を軽減します。

### 二級河川

一級河川の水系以外の水系で公共の利害に重要な関係がある河川で、都道府県知事が指定し管理する河川。一級河川は、国土保全上または国民経済上特に重要な水系の河川で、国土交通大臣が指定したもの。

### 二次林

原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然に再生した森林。

## ネットワーク

網の目のように形成された構造体・つながり。

## 農業振興地域整備計画

都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、概ね 10 年を見通して、農業生産基盤や生活環境など農業の振興に関する各種施策を策定する計画。

## 農地転用

農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林など農地以外の用地に転換すること。

## 乗合いタクシー

道路運送法に基づく貸切事業・乗合事業の許可を得た事業者が、乗車定員 10 人以下の人数を自動車で輸送する運行形態。主に交通空白地帯の解消や交通弱者の移動手段の確保として導入される。

## 法面緑化

宅地造成などの際に、切土あるいは盛土によって生じた斜面の落石や崩落などの災害防止や景観の向上を図ることを目的にその斜面に植物を植生し育成すること。

## は

### パークアンドライド

自宅から自家用車を運転し、最寄りの駅や停留所まで行き、その周辺に駐車して鉄道やバスなどの公共交通機関へ乗り継ぎ、目的地まで移動する方法。自家用車と公共交通機関の両方の利点を生かした「結合輸送」の一種。

### ハード（面／整備）

道路や公園といった都市施設などの物理的な整備。

### ハザードマップ

予測される自然災害の発生地点、被害の拡大範囲、被害程度、避難経路、避難場所などの情報を地図上に図示したもので、防災、地震、洪水などのマップがある。

### パブリック・コメント

地方自治体などが政策や計画などを策定するとき、事前に内容を公表して住民から意見を募集し、それを考慮して意志決定すること。

### バリアフリー

障がい者や高齢者が社会参加する上での障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。もともと段差等の物理的障害を除去する意味で建築用語として使用されていたが、現在では、より広く高齢者、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害を除去するという意味でも用いられている。

## ビクターバス

小型ボートやヨットなどを係留する来訪者専用の係留施設。

## 避難所・避難地

避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する公民館や学校等の建物をいう。避難地とは津波、山・がけ崩れの発生直後、危険から逃れるための避難先となる場所。

## ブログ

自分の意見や感想を日記風に記して、それに対する感想などを閲覧者が自由にコメントできる形式の Web サイト。ウェブログ（Weblog）の略称。

## プロムナード

遊歩道。散策路。

## 保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

## 防災拠点

災害時の避難拠点や中継基地、救援・救護等の応急活動の拠点となる施設や場所。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。

## ま

### まちづくりガイドライン

民間と行政が連携協働して地区の魅力向上を図るため、骨格となる空間や主要なネットワーク形成に向けた、まちづくりの取組みの基本方針・基準、その実現に向けたルール整備等に関する基本的な考え方を示したもの。

### 密集漁村集落

漁業生活と深く関わりあいのある地域で、迷路のように複雑に入り込んだ路地（せどわ）に家屋が過度の密度で連担している集落。

### 密集市街地

敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並び、地震や火災の際に避難などの必要な防災機能が確保されていない市街地。

### みなとオアシス

海浜・旅客ターミナル・広場などみなとの施設やスペースを活用して住民参加型の継続的な地域振興に係わる取組みが行われる、地域交流拠点施設及び地区で国土交通省により登録された場所。



## みなとまちづくり基本構想

本市の海の玄関口である本渡港、牛深港の活性化を目指し、行政と地域とが協働してまちづくりを進めるために策定された構想。

## 未利用エネルギー

河川水や下水などの温度差エネルギーや工場等の排（廃）熱などといった、これまで高効率に利用されていなかったエネルギーの総称。

## や

### 遊水機能

河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能。

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーが障壁を取り除くという考え方に対し、ユニバーサルデザインは障がいの有無、年齢、性別、言語などの違いに影響されず、誰もが利用しやすい施設や製品などを計画段階からデザインするという積極的な考え方。

### 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。良好な市街地の形成や住居、商業、工業などの適正な土地利用を誘導し、機能的な都市活動の確保を図ることを目的に定めるもので、地域地区の中で最も根幹をなす制度である。12種類に分類され、それぞれその目的に応じ、建物の用途や規模、形態が規定される。

## ら

### ランドマーク

その土地の目印や象徴になるような建造物。土地上の目印。

### 緑地

都市公園等に該当する営造物である緑地を意味する狭義な緑地と、都市公園のみならず、社寺境内地、農耕地、山林、河川・水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。

### 緑地協定

都市緑地保全法に基づき、良好な住環境を創出するため、土地所有者等の合意により区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する基準などを定め協定を締結するもの。

### 歴史的景観

地域における固有の歴史や伝統、それらを反映した人々の活動、歴史的建造物などで形成された景観を表す。

## わ

### ワークショップ

作業場・研修会などの意味であるが、都市計画やまちづくりの分野では、地域に関わる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案などについて、意見・発想を自由に出し合い、考える活動をいう。

---

# 天草市都市計画マスタープラン

平成 26 年 11 月

編集・発行：天草市建設部都市計画課都市計画係

〒863-8631 熊本県天草市東浜町 8 番 1 号

電話：(0969)23-1111(内線 2632) FAX：(0969)24-4266

E-mail：[toshikeikaku@city.amakusa.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.amakusa.lg.jp)

---

